

## SA、PAの運営について

### 2. 財団等直営ケース（直営ケース、業務委託ケース）、財団等テナント委託ケースについて

直営をする理由、テナント委託する理由をそれぞれ具体的に列挙していただきたい。また、どのような基準にもとづいて、それぞれの店舗を直営ケースと委託ケースとに分類したのか明示いただきたい。また、財団等が運営する全SA・PAのうちテナント委託されているSA・PA数および割合を教えてください。

## 回答

財団に確認したところ、以下のとおり回答が得られましたので、報告します。

SA・PAにおける営業は、道路局長通達および占用許可条件に基づき、原則として、競争入札により選定した第三者テナントに委託しています。

ただし、

競争入札手続に則り、営業者を募集したが、応募者・落札者がなかった場合

(18箇所)

交通量等を考慮すると、営業者を募っても、不採算となることが明らかである場合

(47箇所)

テナント指導に役立てるため、アンテナショップ等における試行・実験を通じて、店舗営業のノウハウを獲得することを目的とする場合

(15箇所)

テナントの撤退後、新たなテナントが営業するまでの間、暫定的に直営で行う場合

(0箇所)

は、例外的に別添2のとおり直接営業を行っています。

( )内は、平成17年2月1日現在の箇所数

なお、平成17年2月1日現在、財団が運営する全SA・PA747施設のうち、テナント委託している施設数は667施設で、全体の89.3%になります。

SA、PAの運営について

2. 財団等直営ケース（直営ケース、業務委託ケース）、財団等テナント委託ケースについて

直営ケースにおいて財団等から運営を業務委託しているSA・PA名を教えてください。また、財団等の直営SA・PAのうち委託運営されているSA・PA数および割合を教えてください。

回答

財団に確認したところ、以下のとおり回答が得られましたので、報告します。

- ・ 財団が直接営業している施設数 80施設
- ・ うち、業務委託している施設数 79施設（別添3）  
山陽道 三木SA（上）は財団等直営ケース（直営ケース）
- ・ 財団が直接営業している施設数のうち、業務委託している施設数の割合 98.8%

（平成17年2月1日現在）

## S A、P Aの運営について

### 2 . 財団等直営ケース（直営ケース、業務委託ケース）、財団等テナント委託ケースについて

財団直営SA・PAにおける運営委託について、委託されている業種、委託されている企業名およびその委託金額（会社別の総額、業種別内訳を明記）を示していただきたい。

財団直営SA・PAにおける運営委託で、随意契約によって特定企業に業務委託している件数は、委託契約全体のなかで何件か（ハイウェイショップ、レストラン、ガソリンスタンド等の業態別）。契約ごとに契約先企業名、契約額を示していただきたい。また、それぞれの企業と随意契約をしている理由、なぜ競争入札ではないのか、明示していただきたい。

## 回答

財団に確認したところ、以下のとおり回答が得られましたので、報告します。

- ・委託されている業種、委託されている企業名、委託金額及び契約ごとの契約額は、別添4のとおり

随意契約によって特定企業に業務委託している件数（委託契約全体の件数）

・ レストラン	15件
・ ハイウェイショップ	14件
・ ガスステーション	12件
・ レストイン	1件
・ レストラン・ ガスステーション	1件
・ ハイウェイショップ・ ガスステーション	1件
・ ハイウェイショップ・ レストイン	1件
	<hr/>
	45件（45件）

- ・ 随意契約により委託されている業種、委託されている企業名、委託金額及び契約ごとの契約額は、別添4のとおり
- ・ 随意契約している理由及び競争入札でない理由については、別添5のとおり

## SA、PAの運営について

### 2. 財団等直営ケース（直営ケース、業務委託ケース）、財団等テナント委託ケースについて

財団等直営SA・PAで運営委託されている企業と財団等との契約、テナント委託を受けている企業と財団等との契約を比較して、共通点と相違点をそれぞれ該当する契約箇所を示したうえでご説明いただきたい。

また、標準的な契約書の内容を、財団直営委託ケース、テナント委託ケース、それぞれについて提示していただきたい。

財団等直営SA・PAで運営委託されている企業と、テナント委託を受けている企業とでは、営業料率、契約期間などに差異はあるか。業態ごとに例示を用いてわかりやすく説明していただきたい。また差異がある場合はその理由を示していただきたい。

## 回答

財団に確認したところ、以下のとおり回答が得られましたので、報告します。

財団直営として運営委託させている企業と財団との契約、テナント委託を受けている企業と財団との契約の共通点と相違点等は、各業態とも基本的な条項は同じですので、別添6のとおり、レストランの契約を例示して、相違点のみをご説明します。

テナント委託契約書、直營業務委託契約書は、別添7のとおり提出します。

## S A、P Aの運営について

### 2 . 財団等直営ケース（直営ケース、業務委託ケース）、財団等テナント委託ケースについて

財団等直営ケースにおいて財団等から運営委託を受けている企業に対する委託契約を解消するにはどのような手続きが必要か。契約解消をすすめるにあたり障害となると考えられる法令、規則等が存在する場合は具体的に明示していただきたい。

## 回答

財団に確認したところ、以下のとおり回答が得られましたので、報告します。

委託契約の解除の手続きは、委託契約書上、契約を継続し難い特別の事情が生じた場合に、解約の3 ヶ月前までに相手方へ解約を通知することにより可能です。

なお、契約解消をすすめるにあたり障害となると考えられる法令、規則等はありません。

S A、P Aの運営について

2 . 財団等直営ケース（直営ケース、業務委託ケース）、財団等テナント委託ケースについて

財団設立以降の直営数と全S A P Aに占める直営の割合の推移（ハイウェイショップ、レストラン、ガソリンスタンド等の業態別）

回答

財団に確認したところ、別添 8 のとおり回答が得られましたので、報告します。

## S A、 P Aの運営について

### 3 . 公団直営ケース、公団委託ケースについて

公団が直営で休憩所のサービスを行う理由について具体的に教えていただきたい。公団の直営店において、公団から運営を外部へ業務委託しているSA・PA名を教えてください。また、全公団直営店のうち委託運営されているSA・PA数および割合を教えてください。

公団委託ケースについて、委託されている業種、委託されている企業名およびその委託金額（会社別の総額、業種別内訳を明記）を示していただきたい。

公団直営店から業務委託を受けている企業と公団との契約、公団直営店以外の（財団等の運営する）SA・PAにおける財団と公募テナントとの契約を比較して、共通点と相違点をそれぞれ該当する契約箇所を示したうえでご説明いただきたい。

また、公団直営店での業務委託における標準的な契約書の内容を提示していただきたい。

公団直営店において公団から運営委託を受けている企業に対する委託契約を解消するにはどのような手続きが必要か。契約解消をすすめるにあたり障害となると考えられる法令、規則等が存在する場合は具体的に明示していただきたい。

公団設立以降の直営店の数と全S A P Aに占める直営店の割合の推移（ハイウェイショップ、レストラン、ガソリンスタンド等の業態別）

## 回答

J Hが所有する道路サービス施設は、レストランが2施設、ガソステーションが8施設ありますが、いずれの施設もJ Hが自ら運営するのでなく、競争入札の手続きを経てテナント契約を締結した民間企業が、お客様へのサービス提供を行っています。

従って、お尋ねの「公団直営ケース」、「公団委託ケース」は、ありません。

なお、J Hが所有する道路サービス施設の名称及びテナント企業名は、下記のとおりです。

#### 《レストラン》

大津サービスエリア（上り線）	三井観光開発株式会社
"        （下り線）	近鉄名神ハイウェイ・サービス株式会社

#### 《ガソステーション》

養老サービスエリア（上り線）	エクソンモービル有限会社
"        （下り線）	株式会社ジャパンエナジー
多賀サービスエリア（上り線）	新日本石油株式会社
"        （下り線）	出光興産株式会社
大津サービスエリア（上り線）	コスモ石油株式会社
"        （下り線）	昭和シェル石油株式会社
吹田サービスエリア（上り線）	新日本石油株式会社
"        （下り線）	株式会社ジャパンエナジー

直営により運営している理由

直営により運営している理由	エリア名	施設名	理由	受託者名	営業開始日	備考
競争入札手続に則り、営業者を募集したが、応募者・落札者がなかった場合 (18箇所)	鹿野SA(上)	レストラン	応募者なし	イーグル興業(株)	S56.9.1	
	鹿野SA(下)		応募者なし	中国産業(株)	S55.10.17	
	錦秋湖SA(集約)	ハイウェイショップ	応募者なし	(株)アトレック	H9.12.1	
	吉野川SA(下)		入札参加者なし		H12.3.10	
	湯田PA(上)		応募者なし	(株)アベックス	H15.11.1	自販機
	湯田PA(下)		応募者なし		H15.11.1	自販機
	錦秋湖SA(集約)	ガスターション	応募者なし	(株)アトレック	H9.12.1	
	津軽SA(上)		応募者なし		H13.10.1	
	津軽SA(下)		応募者なし		H13.10.1	
	花輪SA(上)		応募者なし		H10.9.1	
	妙高SA(下)		応募者なし		H11.10.30	
	別府湾SA(集約)		応募者なし		H11.12.20	
	有珠山SA(上)		応募者なし	(株)エリアス	H12.9.1	
	大佐SA(上)		応募者なし		H13.9.1	
	南国SA(上)		応募者なし		H15.3.1	
	西仙北SA(上)		応募者なし		H3.7.25	
	西仙北SA(下)		応募者なし		H3.7.25	
	伊芸SA(下)		応募者なし		沖縄道路サービス(株)	H13.4.1
交通量等を考慮すると、営業者を募っても、不採算となることが明らかである場合 (47箇所)	津軽SA(上)	レストラン		(株)アトレック	S54.9.27	
	津軽SA(下)				S54.9.27	
	山田SA(上)				H2.3.10	
	山田SA(下)				H2.3.10	
	上板SA(上)				H7.8.1	
	上板SA(下)				H7.8.1	
	阿賀野川SA(上)			(株)エリアス	H8.11.14	
	阿賀野川SA(下)				H8.11.14	
	阿武隈高原SA(上)				H7.8.2	
	阿武隈高原SA(下)				H7.8.2	
	西仙北SA(上)				H3.7.25	
	西仙北SA(下)				H3.7.25	
	川登SA(下)		H2.1.26			
	別府湾SA(上)		H1.7.20			
	別府湾SA(下)		H1.7.20			
	伊芸SA(上)		沖縄道路サービス(株)	S51.3.16		
	伊芸SA(下)			S51.3.16		
	岩見沢SA(上)	ハイウェイショップ		(株)アトレック	S62.9.18	
	岩見沢SA(下)				S62.9.18	
	塩沢石打SA(上)				S59.11.8	
	塩沢石打SA(下)				S59.11.8	
	中郷SA(上)				S63.3.24	
	中郷SA(下)				S63.3.24	
	名立谷浜SA(上)				S63.7.20	
	名立谷浜SA(下)				S63.7.20	
	砂川SA(上)				S63.10.8	
	砂川SA(下)				S63.10.8	
	山江SA(上)				H1.12.7	
	山江SA(下)				H1.12.7	
	高梁SA(上)		(株)エリアス	H3.6.12		
	高梁SA(下)			H3.6.12		
	花輪SA(上)			S59.9.27		
	花輪SA(下)			S59.9.27		
	玖珠SA(上)			H7.10.26		
	玖珠SA(下)			H7.10.26		
	佐波川SA(上)			S62.12.4		
佐波川SA(下)		S62.12.4				
山之口SA(上)		S56.10.29				
山之口SA(下)		S56.10.29				
折爪SA(上)		S61.11.27				
折爪SA(下)		S61.11.27				
樽前SA(上)		S58.11.30				
樽前SA(下)		S58.11.30				
有珠山SA(上)		H4.10.27				
有珠山SA(下)		H4.10.27				
吉和SA(上)		中国産業(株)	S58.3.24			
吉和SA(下)			S58.3.24			
テナント指導に役立てるため、アンテナショップ等における試行・実験を通じて店舗営業のノウハウを獲得することを目的とする場合 (15箇所)	羽生PA(下)	レストラン	首都圏近郊PAでのフルサービスレストランの運営	(株)アトレック	S58.11.1	
	蓮田SA(上)		多店舗運営のトータル管理(利用動向の把握、売上金の一括管理等)		H15.4.1	
	日本平PA(下)		カフェテリア方式レストランの試行		S56.9.1	
	港北PA(下)	ハイウェイショップ	セルフ方式レストランの試行	(株)エリアス	S57.4.1	
	多賀SA(下)		宿泊施設と一体となった飲食物販施設の試行		S59.4.3	
	川登SA(上)		セントラルキッチン方式によるサービス提供の試行		H6.12.11	
	三木SA(上)	ハイウェイショップ	高速のコビニ店舗に対する支援/取り得	(株)アトレック	H16.8.3	コンビニ
	足柄SA(上)		ハイウェイショップと宿泊・休憩施設の複合運営		S52.9.1	
	足柄SA(下)		ハイウェイショップと風呂、ゲームコーナーの複合運営		S52.9.1	
	千代田PA(下)	ガスターション	高速のコビニ店舗に対する支援/取り得	(株)エリアス	H16.3.30	コンビニ
	上郷SA(上)		国の環境政策方針に基づく(エコステーション)運営		H15.2.14	エコステーション
	海老名SA(上)		国の環境政策方針に基づく(エコステーション)運営		H16.3.12	エコステーション
	上郷SA(下)	レストイン	国の環境政策方針に基づく(エコステーション)運営	キグナス石油(株)	H15.2.14	エコステーション
	足柄SA(上)		社会的要請に基づく(宿泊・休憩施設の運営		S52.9.12	
	多賀SA(下)		社会的要請に基づく(宿泊・休憩施設の運営		S59.4.3	



## 直接営業の業務委託をしている 79 施設

業態	道路名	エリア名	備考
レストラン	東北道	蓮田 SA (上)	
	東北道	羽生 PA (下)	
	東北道	津軽 SA (上下)	
	秋田道	西仙北 SA (上下)	
	磐越道	阿武隈高原 SA (上下)	
	磐越道	阿賀野川 SA (上下)	
	東名高速	港北 PA (下)	
	東名高速	日本平 PA (下)	
	名神高速	多賀 SA (下)	
	中国道	鹿野 SA (上下)	
	徳島道	上板 SA (上下)	
	長崎道	川登 SA (上下)	
	大分道	山田 SA (上下)	
	大分道	別府湾 SA (上下)	
	沖縄道	伊芸 SA (上下)	
ハイウェイショップ	道央道	有珠山 SA (上下)	
	道央道	樽前 SA (上下)	
	道央道	岩見沢 SA (上下)	
	道央道	砂川 SA (上下)	
	東北道	花輪 SA (上下)	
	八戸道	折爪 SA (上下)	
	秋田道	錦秋湖 SA (集)	
	関越道	塩沢石打 SA (上下)	
	常磐道	千代田 PA (下)	
	常磐道	中郷 SA (上下)	
	東名高速	足柄 SA (上下)	
	北陸道	名立谷浜 SA (上下)	
	中国道	吉和 SA (上下)	
	中国道	湯田 PA (上下)	
	山陽道	佐波川 SA (上下)	
	岡山道	高梁 SA (上下)	
	徳島道	吉野川 SA (下)	
	九州道	山江 SA (上下)	
	宮崎道	山之口 SA (上下)	
大分道	玖珠 SA (上下)		
ガステーション	道央道	有珠山 SA (上)	
	東北道	花輪 SA (上)	
	東北道	津軽 SA (上下)	
	秋田道	錦秋湖 SA (集)	
	秋田道	西仙北 SA (上下)	
	上信越道	妙高 SA (下)	
	東名高速	海老名 SA (上)	エコステーション
	東名高速	上郷 SA (上下)	エコステーション
	中国道	大佐 SA (上)	
	高知道	南国 SA (上)	
	大分道	別府湾 SA (集約)	
	沖縄道	伊芸 SA (下)	
レストイン	東名高速	足柄 SA (上)	
	名神高速	多賀 SA (下)	
計		79 施設	

(単位：百万円)

企業名	契約金額	業態名	契約金額	契約件名	契約数	契約形態	エリア名	契約金額																		
㈱アトレック	2,358	レストラン	1,011	レストラン運営業務委託	1	随意契約	羽生PA(下) 上板SA(上下) 山田SA(上下)	レストラン レストラン レストラン	767																	
				運田サービスエリア(上り線)運営業務委託	1	随意契約	運田SA(上)	レストラン	244																	
		ハイウェイショップ	845	ハイウェイショップ運営業務委託	845	ハイウェイショップ運営業務委託	1	随意契約	岩見沢SA(上下) 砂川SA(上下) 中郷SA(上下) 塩沢石打SA(上下) 名立谷浜SA(上下) 高梁SA(上下) 山江SA(上下)	ショップ ショップ ショップ ショップ ショップ ショップ ショップ	845															
									ハイウェイショップ レストイン	117	ハイウェイショップ・レストイン 運営業務委託	1	随意契約	足柄SA(上)	ショップ レストイン	117										
									ハイウェイショップ	48	西館風呂等運営業務委託	1	随意契約	足柄SA(下)	風呂	48										
									ハイウェイショップ ガステーション	81	ハイウェイショップ・ガステーション 運営業務委託	1	随意契約	錦秋湖SA(集約)	ショップ GS	81										
									レストラン ガステーション	256	レストラン・ガステーション 運営業務委託	256	1	随意契約	津軽SA(上下) 津軽SA(上) 津軽SA(下)	レストラン GS GS	256									
															中国産業㈱	84	ハイウェイショップ	84	ハイウェイショップ運営業務委託	1	随意契約	吉和SA(上下)	ショップ	84		
		沖縄道路サービス㈱	14	ガステーション	14	ガステーション運営業務委託	1	随意契約	伊芸SA(下)	GS	14															
		コスモ石油㈱	7	ガステーション	7	天然ガスエコステーション運営業務委託	1	随意契約	上郷SA(上)	エスエフ	7															
		キグナス石油㈱	7	ガステーション	7	天然ガスエコステーション運営業務委託	1	随意契約	上郷SA(下)	エスエフ	7															
		㈱エリアス	2,719	レストラン	1,654	レストラン運営業務委託	1	随意契約	西仙北SA(上下) 阿賀野川SA(上下) 港北PA(下) 日本平PA(下) 多賀SA(下) 川登SA(下) 別府湾SA(上下)	レストラン レストラン レストラン レストラン レストラン レストラン レストラン	191 212 298 226 311 165 250															
ハイウェイショップ	812								ハイウェイショップ運営業務委託	1	随意契約	樽前SA(上下) 有珠山SA(上下) 花輪SA(上下) 折爪SA(上下) 佐波川SA(上下) 玖珠SA(上下) 山之口SA(上下) コンビニエンスストア運営業務委託	ショップ ショップ ショップ ショップ ショップ ショップ ショップ	99 93 112 89 164 130 90 34												
												ガステーション	194	ガステーション運営業務委託	1	随意契約	有珠山SA(上) 花輪SA(上) 妙高SA(下) 南国SA(上) 大佐SA(上) 別府湾SA(集約)	GS GS GS GS GS GS	25 27 31 30 30 51							
																	レストイン	60	レストイン運営業務委託	1	随意契約	多賀SA(下)	レストイン	60		
																	イーグル興業㈱	77	レストラン	77	レストラン運営業務委託	1	随意契約	鹿野SA(上)	レストラン	77
																	中国産業㈱	79	レストラン	79	レストラン運営業務委託	1	随意契約	鹿野SA(下)	レストラン	79
																	出光興産㈱	48	ガステーション	48	ガステーション運営業務委託	1	随意契約	西仙北SA(上)	GS	48
																	新日本石油㈱	49	ガステーション	49	ガステーション運営業務委託	1	随意契約	西仙北SA(下)	GS	49
				コスモ石油㈱	6	ガステーション	6	天然ガスエコステーション運営業務委託				1	随意契約	海老名SA(上)	GS	6										

企業名	契約金額	業態	契約方式	契約件名	契約数	契約形態	エリア名	契約金額	
㈱アトレック	-	ハイウェイショップ	料率方式	営業委託契約	1	随意契約	足柄SA(下)	ショップ	-
	-	ハイウェイショップ	料率方式	営業委託契約	1	随意契約	吉野川SA(下)	ショップ	-
沖縄道路サービス㈱	-	レストラン	料率方式	営業委託契約	1	随意契約	伊芸SA(上下)	レストラン	-
㈱エリアス	-	レストラン	料率方式	営業委託契約	1	随意契約	阿武隈高原SA(上)	レストラン	-
	-	レストラン	料率方式	営業委託契約	1	随意契約	阿武隈高原SA(下)	レストラン	-
㈱ロイヤル	-	レストラン	料率方式	食堂運営業務	1	随意契約	川登SA(上)	レストラン	-
㈱アベックス	-	ハイウェイショップ	料率方式	自動販売機コーナー業務委託	1	随意契約	湯田PA(上下)	自販機	-
総契約数					45				

## 随意契約をしている理由

## 【(株)アトレック】

アトレックは、不採算箇所など直接営業を行う必要がある場合に、円滑に直営事業を行うことができるよう現場部門のアウトソーシング会社として、財団が育成した企業であり、各地で安定した営業を行うことができるため、随意契約により委託しています。

## 【中国産業(株)】

吉和SA(上下線)ハイウェイショップ 昭和58年3月委託開始

中国地方に営業基盤を持ち、SA/PAで安定したサービスを提供できる複数の地元企業に打診していたところ、同社から唯一応諾があったため、随意契約により委託しています。

## 【沖縄道路サービス(株)】

伊芸SA(上下線)レストラン 昭和52年3月委託開始

沖縄に営業基盤を持ち、SA/PAで安定したサービスを提供できる複数の地元企業に打診していたところ、同社から唯一応諾があったため、随意契約により委託しています。

伊芸SA(下り線)ガスステーション 平成13年4月委託開始

採算性が低く、営業者の応募がなかったため、営業中断のない円滑な直接営業への移行と経費の削減が可能である当該エリアのレストラン営業者へ随意契約により委託しています。

## 【コスモ石油(株)】

上郷SA(上り線)エコステーション 平成15年2月委託開始

エコステーションは、国の環境政策に基づき、試行的に導入した施設であり、商品の普及状況から採算性が低いと考えられたため、併設しているガソリンスタンドの営業者に直接営業委託することにより、人件費の合理化や設備投資の低減を図り、効率的な運営を行うため、当該SAガソリンスタンド営業者である同社に随意契約により委託しています。

## 【キグナス石油(株)】

上郷SA(下り線)エコステーション 平成15年2月委託開始

エコステーションは、国の環境政策に基づき、試行的に導入した施設であり、商品の普及状況から採算性が低いと考えられたため、併設しているガソリンスタンドの営業者に直接営業委託することにより、人件費の合理化や設備投資の低減を図り、効率的な運営を行うため、当該SAガソリンスタンド営業者である同社に随意契約により委託しています。

**【(株)エリアス】**

エリアスは、不採算箇所など直接営業を行う必要がある場合に、円滑に直営事業を行うことができるよう現場部門のアウトソーシング会社として、財団が育成した企業であり、各地で安定した営業を行うことができるため、随意契約により委託しています。

**【イーグル興業(株)】**

鹿野SA(上り線)レストラン 昭和56年9月委託開始

入札によりテナントとして営業していた同社から、不採算による営業辞退の申し出があった際、テナントの再募集を行ったものの申し込みがなかったため、営業中断することのない円滑な直接営業への移行と初期投資費用など費用の効率化の観点から、同社に改めて随意契約により委託しています。

**【中国産業(株)】**

鹿野SA(下り線)レストラン 昭和55年10月委託開始

中国地方に営業基盤を持ち、SAPAで安定的にサービスを継続して提供できる複数の地元企業に打診していたところ、同社から唯一応諾があったため、随意契約により委託しています。

**【出光興産(株)】**

西仙北SA(上り線)ガスステーション 平成3年7月委託開始

元売各社に直営受託者の募集を行ったところ、唯一、出光興産(株)から申し出があったため、同社に随意契約により委託しています。

**【新日本石油(株)】**

西仙北SA(下り線)ガスステーション 平成3年7月委託開始

元売各社に直営受託者の募集を行ったところ、唯一、新日本石油(株)(当時、日本石油(株))から申し出があったため、同社に随意契約により委託しています。

**【コスモ石油(株)】**

海老名SA(上り線)エコステーション 平成16年3月委託開始

エコステーションは、国の環境政策に基づき、試行的に導入した施設であり、商品の普及状況から採算性が低いと考えられたため、併設しているガソリンスタンドの営業者に直接営業委託することにより、人件費の合理化や設備投資の低減を図り、効率的な運営を行うため、当該SAガソリンスタンド営業者である同社に随意契約により委託しています。

【(株)ロイヤル】

川登SA(上り線)レストラン 平成6年12月委託開始

セントラルキッチン方式によるサービス提供ノウハウを積極的に取り入れるため、当エリアで試行営業を実施するにあたり、当エリアの所在する九州地区を本拠地とし、全国規模の大手ファミリーレストランを運営する実績を持ち、外食産業のノウハウを保有する(株)ロイヤルに随意契約により委託しています。

【(株)アペックス】

湯田PA(上下線)自販機箇所 平成15年11月委託開始

当エリアは、自販機のための営業販売を行う特殊な店舗であるため、委託業者には24時間体制の自販機の適正な管理に加え、自販機専門の商品を幅広く調達するための仕入れ、配送ルートを保有していることが必要とされるところ、(株)アペックスは、幅広く自販機商品を取り揃えられる全国規模のベンダーとして、安定した営業を行うノウハウを有し、唯一当エリアの近隣区域に営業所を有し、迅速な対応が可能であるため、同社に随意契約により委託しています。

項 目	テナント委託契約（レストラン）	直営契約（レストラン）
1．委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テナントは、自社の方針に基づき、自主的に店舗を運営</li> <li>・料理品・土産品等の販売、お客様の利便に供する設備・機器等の提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン契約書頭書 2）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、財団の運営方針・指導に基づき、店舗を運営</li> <li>・提供・販売する食品・食事品の提供、商品・食材の選定、仕入れ、財団の指定した調査</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン運営業務委託契約書第 2 条）</p>
2．提供・販売商品の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品は定められた条件のもとテナントの自己責任において選定・販売</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン契約書第 7 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売する商品について事前に財団あて報告又は財団が商品を指定</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン運営業務処理要領第 4 条）</p>
3．契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 年間</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン契約書頭書 3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 年間</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン運営業務委託契約書頭書 3）</p>
4．契約の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新条項あり</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン契約書第 3 9 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新条項なし</li> </ul> <p style="text-align: right;">（記載なし）</p>
5．解 約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 ヶ月前までに相手方に通知</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン契約書第 3 3 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 ヶ月前までに相手方に通知</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン運営業務委託契約書第 2 2 条）</p>
6．営業料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月間売上高に、競争入札で決定した営業料率を乗じた額を徴収</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン契約書頭書 5）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上は財団に帰属</li> </ul> <p style="text-align: right;">（記載なし）</p>
7．委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託費なし</li> </ul> <p style="text-align: right;">（記載なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託費あり</li> </ul> <p style="text-align: right;">（レストラン運営業務委託契約書頭書 4）</p>
8．施工区分（建物内装）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休憩所の一部を除き、テナント負担</li> </ul> <p style="text-align: right;">（特記仕様書）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財団負担</li> </ul> <p style="text-align: right;">（記載なし）</p>

## 《直営業務委託契約書》

レストラン	(財)道路サービス機構
ハイウェイショップ	(財)道路サービス機構
ガステーション	(財)道路サービス機構
ハイウェイショップ、レストイン	(財)道路サービス機構
レストラン	(財)ハイウェイ交流センター
ハイウェイショップ	(財)ハイウェイ交流センター
ガステーション	(財)ハイウェイ交流センター
レストイン	(財)ハイウェイ交流センター

## 《テナント委託契約書》

レストラン	(財)道路サービス機構
ハイウェイショップ	(財)道路サービス機構
ガステーション	(財)道路サービス機構
定期建物賃貸借契約書	(財)道路サービス機構
レストラン	(財)ハイウェイ交流センター
ハイウェイショップ	(財)ハイウェイ交流センター
ガステーション	(財)ハイウェイ交流センター
定期建物賃貸借契約書	(財)ハイウェイ交流センター

**レストラン運営業務委託契約書**  
**【（財）道路サービス機構】**



## 委託契約書

1. 業務の名称 レストラン運営業務
2. 委託場所 (1)所在地 (別表-1)のとおり  
(2)営業施設 別添図面のとおり
3. 委託期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
4. 委託金額 金 円也(税抜き委託金額)  
[消費税 円也]
5. 委託金支払場所 財団法人 道路サービス機構

財団法人道路サービス機構(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額(以下「委託業務」という。)で実施することを乙に委託し、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添レストラン運営業務処理要領及び甲が作成する「店舗運営マニュアル」に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

### (委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 料理品及び飲物等(酒類を除く。以下「料理品等」という。)の料理加工並びに販売を行うこと。
- 二 菓子類、弁当類、日用雑貨類、たばこ、土産品等の商品(酒類を除く。以下「販売商品」という。)の販売を行うこと。
- 三 前二号に掲げる料理品等及び販売商品の選定並びに仕入れを行うこと。ただし、甲が指定するものは除く。

四 前三号に掲げる仕入代金の支払いを行うこと。

五 甲が指定した調査を実施すること。

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(営業開始日時・営業時間)

第4条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は次のとおりとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、これを変更することができる。(別表-1)

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、所轄支社長、補助監督員は所轄事業所長(または所轄支社営業担当課長)とする。(別表-1)

2 監督員及び補助監督員は乙の委託業務の履行について、監督し又は指示を行う。

(月別資金計画書の提出)

第6条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第7条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3か月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(仕入代金等の支払い)

第8条 乙は、月別の仕入代金等について、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき請求があったときは、すみやかに支払うものとする。

(施設等の使用)

第9条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第10条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(経費の負担)

第11条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

- 一 施設等に係る公租公課
- 二 施設等に係る火災保険料
- 三 施設等の改良及び維持修繕費ただし軽微な修理は除く
- 四 施設等で使用する消耗品費ただし事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く
- 五 施設等に係る水道光熱費
- 六 飲食物の原材料及び土産品等の仕入代金
- 七 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

(収入の帰属)

第12条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

- 一 飲食物及び土産品等の売上金
- 二 公衆電話の通話料金
- 三 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

(委託業務履行の確認等)

第13条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないとして認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

(非常事態の措置)

第14条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。

(事故等の報告)

第15条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告しなければならない。

( 行政庁による検査等の結果報告 )

第 16 条 乙は、消防官署、保健所等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

( 通知及び報告の義務 )

第 17 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合
- 二 本店の所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合
- 四 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

( 道路管理者等に対する協力 )

第 18 条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、営業施設の存するエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

( 委託業務の休止 )

第 19 条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。

2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

( 委託業務内容及び委託金額の変更 )

第 20 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不適當となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

( 禁止事項 )

第 21 条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

二 営業施設の現状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと。  
なお、本契約終了後も同様とする。

(解約)

第22条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3か月前までに相手方に通知して解約することができる。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

一 第9条第3項及び第21条の規定に違反したとき

二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき

三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

(施設等の明渡し)

第24条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

(精算)

第25条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

(損害賠償)

第26条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

(免責事項)

第27条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(経過規程)

第28条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の1か月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

(協議事項)

第29条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

**ハイウェイショップ運営業務委託契約書**  
**【（財）道路サービス機構】**

## 委託契約書

- 1．業務の名称      ハイウェイショップ運営業務
- 2．委託場所      (1)所在地      (別表-1)のとおり  
                     (2)営業施設      別添図面のとおり
- 3．委託期間      平成      年      月      日から  
                     平成      年      月      日まで
- 4．委託金額      金                              円也(税抜き委託金額)  
                     [消費税                              円也]
- 5．委託金支払場所      財団法人 道路サービス機構

財団法人道路サービス機構(以下「甲」という。)と                              (以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

### (総 則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額(以下「委託業務」という。)で実施することを乙に委託し、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添ハイウェイショップ運営業務処理要領及び甲が作成する「店舗運営マニュアル」に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

### (委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 料理品及び飲物等(酒類を除く。以下「料理品等」という。)の料理加工並びに販売を行うこと。
- 二 菓子類、弁当類、日用雑貨類、たばこ、土産品等の商品(酒類を除く。以下「販売商品」という。)の販売を行うこと。
- 三 前二号に掲げる料理品等及び販売商品の選定並びに仕入れを行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。



五 甲が指定した調査を実施すること。

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(営業開始日時・営業時間)

第4条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は次のとおりとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、これを変更することができる。(別表-1)

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、所轄支社長、補助監督員は所轄事業所長(または所轄支社営業担当課長)とする。(別表-1)

2 監督員及び補助監督員は乙の委託業務の履行について、監督し又は指示を行う。(月別資金計画書の提出)

第6条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第7条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3か月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(仕入代金等の支払い)

第8条 乙は、月別の仕入代金等について、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき請求があったときは、すみやかに支払うものとする。

(施設等の使用)

第9条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第10条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

( 経費の負担 )

第 1 1 条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

- 一 施設等に係る公租公課
- 二 施設等に係る火災保険料
- 三 施設等の改良及び維持修繕費ただし軽微な修理は除く
- 四 施設等で使用する消耗品費ただし事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く
- 五 施設等に係る水道光熱費
- 六 飲食物の原材料及び土産品等の仕入代金
- 七 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

( 収入の帰属 )

第 1 2 条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

- 一 飲食物及び土産品等の売上金
- 二 公衆電話の通話料金
- 三 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

( 委託業務履行の確認等 )

第 1 3 条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないとき認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

( 非常事態の措置 )

第 1 4 条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。

( 事故等の報告 )

第 1 5 条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告しなければならない。

( 行政庁による検査等の結果報告 )

第 1 6 条 乙は、消防官署、保健所等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第17条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合
- 二 本店の所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合
- 四 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

(道路管理者等に対する協力)

第18条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、別表1の営業施設の存するエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

(委託業務の休止)

第19条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。

2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務内容及び委託金額の変更)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不相当となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(禁止事項)

第21条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 営業施設の現状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと。

なお、本契約終了後も同様とする。

(解約)

第22条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3か月前までに相手方に通知して解約することができる。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 第9条第3項及び第21条の規定に違反したとき
- 二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

(施設等の明渡し)

第24条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

(精算)

第25条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

(損害賠償)

第26条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

(免責事項)

第27条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(経過規程)

第28条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の1か月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

(協議事項)

第29条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

**ガステーション運営業務委託契約書**  
**【（財）道路サービス機構】**

## 委託契約書

1. 業務の名称

ガスステーション運營業務

2. 委託場所 (1) 所在地

(2) 営業施設 別添図面のとおりに

3. 委託期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

4. 委託金額

金 円也 (税抜き委託金額)

[消費税 円也]

5. 委託金支払場所

財団法人 道路サービス機構

財団法人道路サービス機構(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額(以下「委託業務」という。)で実施することを乙に委託し、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添ガスステーション運營業務処理要領に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 自動車の燃料、油脂及び自動車用品等の販売を行うこと。
- 二 自動車の点検整備、その他の役務の提供を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に必要な燃料、油脂及び自動車部品等の仕入を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
- 五 その他甲が特に指定した業務を行うこと。

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

2 役務を提供しようとするときは、お客様にその価格を提示し、予め了解を得なければならない。

(営業開始日時・営業時間)

第4条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は毎日午前 時から午後 時までとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、これを変更することができる。

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、 、補助監督員は とする。

2 監督員及び補助監督員は乙の委託業務の履行について、監督し又は指示を行う。

(月別資金計画書の提出)

第6条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第7条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3か月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(施設等の使用)

第8条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第9条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。



(経費の負担)

第10条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

- 一 施設等に係る公租公課
- 二 施設等に係る火災保険料
- 三 施設等の改良及び維持修繕費ただし軽微な修理は除く
- 四 施設等で使用する消耗品費ただし事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く
- 五 施設等に係る水道光熱費
- 六 飲食物の原材料及び土産品等の仕入代金
- 七 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

(収入の帰属)

第11条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

- 一 自動車の燃料、油脂及び自動車用品等の売上金
- 二 自動車の点検整備、その他役務の提供に伴う収入金
- 三 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

(委託業務履行の確認等)

第12条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないとき認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

(非常事態の措置)

第13条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。

(事故等の報告)

第14条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第15条 乙は、消防官署等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第16条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合
- 二 本店の所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合
- 四 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

(道路管理者等に対する協力)

第17条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、営業施設の存するエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

(委託業務の休止)

第18条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。

2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務内容及び委託金額の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不相当となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(禁止事項)

第20条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 営業施設の現状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと。  
なお、本契約終了後も同様とする。

( 解約 )

第 2 1 条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3 か月前までに相手方に通知して解約することができる。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

( 契約の解除 )

第 2 2 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 8 条第 3 項及び第 2 0 条の規定に違反したとき
- 二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

( 施設等の明渡し )

第 2 3 条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

( 精算 )

第 2 4 条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

( 損害賠償 )

第 2 5 条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

( 免責事項 )

第 2 6 条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

( 経過規程 )

第 2 7 条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の 1 か月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

( 協議事項 )

第 2 8 条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

**ハイウェイショップ・レストイン運營業務委託契約書  
【（財）道路サービス機構】**

## 委託契約書

1. 業務の名称  
ハイウェイショップ・レストイン運営業務
2. 委託場所  
(1) 所在地  
(2) 営業施設 別添図面のとおり
3. 委託期間  
平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
4. 委託金額 金 円也 (税抜き委託金額)  
[消費税 円也]
5. 委託金支払場所 財団法人 道路サービス機構

財団法人道路サービス機構 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

### (総 則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額 (以下「委託業務」という。) で実施することを乙に委託し、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添ハイウェイショップ・レストイン運営業務処理要領及び甲が作成する「店舗運営マニュアル」に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

### (委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 レストインの場所の提供を行い、それに係る利用料金の收受を行うこと。
- 二 料理品及び飲物等 (酒類を除く。以下「料理品等」という。) の調理加工並びに販売を行うこと。
- 三 菓子類、弁当類、日用雑貨類、たばこ、土産品等の商品 (酒類を除く。以下「販

売商品」という。)の販売を行うこと。

四 前二号に掲げる料理品及び販売商品の選定並びに仕入れを行うこと。ただし、甲が指定するものは除く。

五 前四号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

六 マッサージサービスに係る受付及び利用料金を収受し、管理すること。

七 甲が指定した調査を実施すること。

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品及び設備機器の利用料金について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(営業開始日時・営業時間)

第4条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は別表-1のとおりとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、これを変更することができる。

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、  
、補助監督員は  
とする。

2 監督員及び補助監督員は乙の委託業務の履行について、監督し又は指示を行う。

(月別資金計画書の提出)

第6条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第7条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3か月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(仕入代金等の支払い)

第8条 乙は、月別の仕入代金等について、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき請求があったときは、すみやかに支払うものとする。

(施設等の使用)

第9条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第10条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(経費の負担)

第11条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

- 一 施設等に係る公租公課
- 二 施設等に係る火災保険料
- 三 施設等の改良及び維持修繕費ただし軽微な修理は除く
- 四 施設等で使用する消耗品費ただし事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く
- 五 施設等に係る水道光熱費
- 六 新聞雑誌の購読料
- 七 お客様の使用する寝具類の洗濯費
- 八 飲食物の原材料及び土産品等の仕入代金
- 九 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

(収入の帰属)

第12条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

- 一 飲食物及び土産品等の売上金
- 二 レストインにおける設備・機器利用料金
- 三 公衆電話の通話料金
- 四 マッサージサービスの利用料金
- 五 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

(委託業務履行の確認等)

第13条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないと認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

(非常事態の措置)

第14条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。



(事故等の報告)

第15条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第16条 乙は、消防官署、保健所等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第17条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合
- 二 本店の所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合
- 四 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

(道路管理者等に対する協力)

第18条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、営業施設の存するエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

(委託業務の休止)

第19条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。

2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務内容及び委託金額の変更)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不相当となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(禁止事項)

第21条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 営業施設の現状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと。  
なお、本契約終了後も同様とする。

(解約)

第22条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3か月前までに相手方に通知して解約することができる。

- 2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 第9条第3項及び第21条の規定に違反したとき
- 二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

(施設等の明渡し)

第24条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

(精算)

第25条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

(損害賠償)

第26条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

- 2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

(免責事項)

第27条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(経過規程)

第28条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の1か月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

(協議事項)

第29条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

**レストラン運営業務委託契約書**  
**【（財）ハイウェイ交流センター】**

## 委託契約書

1. 業務の名称

【業務名】

2. 委託場所 (1) 所在地

【所在地】

(2) 営業施設 別添図面のとおりに

3. 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 委託金額 金【契約金額(税抜き)】円也(税抜き委託金額)

[消費税【消費税額】円也]

5. 委託金支払場所 財団法人 ハイウェイ交流センター

財団法人ハイウェイ交流センター(以下「甲」という。)と受託者名(以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額で実施することを乙に委託し(以下「委託業務」という。)、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添レストラン運営業務処理要領に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 甲が乙に委託する委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 調理加工した料理品及び喫茶品の販売
- 二 弁当類、スナック類、飲料・氷菓類、食用・非食用土産品、菓子類、雑貨類、青果・鮮魚類、たばこ、テレホンカード、新聞、書籍・雑誌類、チケット、宝くじ、通行券その他お客様の利便に供するものの販売
- 三 上記各項における仕入代金等の支払い
- 四 上記各項の業務における分析報告書等の作成業務

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(営業時間)

第4条 営業時間は原則として次のとおりとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、これを変更することができる。

レストランコーナー(【営業時間1】)

スナックコーナー(【営業時間2】)

ショッピングコーナー(【営業時間3】)

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、【監督員】とする。

2 監督員は乙の委託業務の実施について、甲に代わって監督し又は指示を行う。

(補助監督員)

第6条 この契約の補助監督員は、【補助監督員】とする。

2 補助監督員は、監督員の監督業務を補助するものとする。

(月別資金計画書の提出)

第7条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第8条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3ヶ月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受領した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(仕入代金等の支払い)

第9条 乙は、毎月の仕入代金等について、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき請求があったときは、すみやかに支払うものとする。

(施設等の使用)

第10条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第11条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(経費の負担)

第12条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

- 一 施設等に係る公租公課
- 二 施設等に係る火災保険料
- 三 施設等の改良及び維持修繕費(軽微な修理は除く)
- 四 施設等で使用する消耗品費(事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く)
- 五 施設等に係る水道光熱費
- 六 飲食物の原材料及び土産品等の仕入代金
- 七 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

(収入の帰属)

第13条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

- 一 飲食物及び土産品等の売上金
- 二 公衆電話の通話料金
- 三 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

(委託業務履行の確認等)

第14条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないとき、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

(非常事態の措置)

第15条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。

(事故等の報告)

第16条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第17条 乙は、消防官署、保健所等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の全部又は重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合
- 二 定款を変更した場合
- 三 会社の組織を変更した場合
- 四 本店の所在地を変更した場合

(道路管理者等に対する協力)

第19条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、委託場所のエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

(委託業務の休止)

第20条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。

2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務内容及び委託金額の変更)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不適當となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。



(禁止事項)

第22条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 二 営業施設の現状を変更すること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと  
なお、本契約終了後も同様とする

(解約)

第23条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3ヶ月前までに相手方に通知して解約することができる。

- 2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 第10条第3項及び第22条の規定に違反したとき
- 二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

(施設等の明渡し)

第25条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

(精算)

第26条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

(損害賠償)

第27条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

- 2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

(免責事項)

第28条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(経過規程)

第29条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の1ヶ月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

(協議事項)

第30条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

**ハイウェイショップ運営業務委託契約書**  
**【（財）ハイウェイ交流センター】**

## 委託契約書

1. 業務の名称  
【業務名】
2. 委託場所 (1) 所在地  
【所在地】  
(2) 営業施設 別添図面のとおり
3. 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4. 委託金額 金【契約金額(税抜き)】円也(税抜き委託金額)  
[消費税【消費税額】円也]
5. 委託金支払場所 財団法人 ハイウェイ交流センター

財団法人ハイウェイ交流センター(以下「甲」という。)と受託者名(以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額で実施することを乙に委託し(以下「委託業務」という。)、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添ハイウェイショップ運營業務処理要領に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 甲が乙に委託する委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 調理加工した料理品及び喫茶品の販売
- 二 弁当類、スナック類、飲料・氷菓類、食用・非食用土産品、菓子類、雑貨類、青果・鮮魚類、たばこ、テレホンカード、新聞、書籍・雑誌類、チケット、宝くじ、通行券その他お客様の利便に供するものの販売
- 三 上記各項における仕入代金等の支払い
- 四 上記各項の業務における分析報告書等の作成業務

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(営業時間)

第4条 営業時間は次のとおりとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、これを変更することができる。

【営業時間】

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、【監督員】とする。

2 監督員は乙の委託業務の実施について、甲に代わって監督し又は指示を行う。

(補助監督員)

第6条 この契約の補助監督員は、【補助監督員】とする。

2 補助監督員は、監督員の監督業務を補助するものとする。

(月別資金計画書の提出)

第7条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第8条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3ヶ月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(仕入代金等の支払い)

第9条 乙は、毎月の仕入代金等について、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき請求があったときは、すみやかに支払うものとする。

(施設等の使用)

第10条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第11条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(経費の負担)

第12条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

一 施設等に係る公租公課

二 施設等に係る火災保険料

三 施設等の改良及び維持修繕費(軽微な修理は除く)

四 施設等で使用する消耗品費(事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く)

五 施設等に係る水道光熱費

六 飲食物の原材料及び土産品等の仕入代金

七 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

(収入の帰属)

第13条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

一 飲食物及び土産品等の売上金

二 公衆電話の通話料金

三 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

(委託業務履行の確認等)

第14条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないと認めたときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

(非常事態の措置)

第15条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。

(事故等の報告)

- 第16条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

- 第17条 乙は、消防官署、保健所等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

- 第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。
- 一 商号を変更しようとする場合
  - 二 他の会社と合併しようとする場合
  - 三 資本を減少しようとする場合
  - 四 事業の全部又は重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合
- 2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。
- 一 代表者に変更があった場合
  - 二 定款を変更した場合
  - 三 会社の組織を変更した場合
  - 四 本店の所在地を変更した場合

(道路管理者等に対する協力)

- 第19条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、委託場所のエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

(委託業務の休止)

- 第20条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。
- 2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務内容及び委託金額の変更)

- 第21条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。
- 2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不相当となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(禁止事項)

第22条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 二 営業施設の現状を変更すること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと  
なお、本契約終了後も同様とする

(解約)

第23条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3ヶ月前までに相手方に通知して解約することができる。

- 2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 第10条第3項及び第22条の規定に違反したとき
- 二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

(施設等の明渡し)

第25条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

(精算)

第26条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

(損害賠償)

第27条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

- 2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

(免責事項)

第28条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。



(経過規程)

第29条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の1ヶ月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

(協議事項)

第30条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

**ガスターション運営業務委託契約書  
【（財）ハイウェイ交流センター】**

## 委託契約書

1. 業務の名称  
【業務名】
2. 委託場所 (1) 所在地  
【所在地】  
(2) 営業施設 別添図面のとおりに
3. 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4. 委託金額 金【契約金額(税抜き)】円也(税抜き委託金額)  
[消費税【消費税額】円也]
5. 委託金支払場所 財団法人 ハイウェイ交流センター

財団法人ハイウェイ交流センター(以下「甲」という。)と受託者名(以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額で実施することを乙に委託し(以下「委託業務」という。)、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添ガスステーション運營業務処理要領に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

### (委託業務の範囲)

第2条 甲が乙に委託する委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 お客様に自動車の燃料、油脂及び自動車用品等を販売すること並びに役務を提供する業務
- 二 販売商品及び業務用消耗品等の購入納入業者の選定等業務  
ただし、自動車の燃料及び甲が指定するものは除く
- 三 仕入代金等の支払い業務
- 四 その他上記各号に付随する業務

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

2 役務を提供しようとするときは、お客様にその価格を提示し、予め了解を得なければならない。

(営業時間)

第4条 営業時間は原則として次のとおりとする。ただし、甲が必要と認めた場合には、これを変更することができる。

【営業時間】

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、【監督員】とする。

2 監督員は乙の委託業務の実施について、甲に代わって監督し又は指示を行う。

(補助監督員)

第6条 この契約の補助監督員は、【補助監督員】とする。

2 補助監督員は、監督員の監督業務を補助するものとする。

(月別資金計画書の提出)

第7条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第8条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3ヶ月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(仕入代金等の支払い)

第9条 乙は、毎月の仕入代金等について、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき請求があったときは、すみやかに支払うものとする。

(施設等の使用)

第10条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第11条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(経費の負担)

第12条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

- 一 施設等に係る公租公課
- 二 施設等に係る火災保険料
- 三 施設等の改良及び維持修繕費(軽微な修理は除く)
- 四 施設等で使用する消耗品費(事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く)
- 五 施設等に係る水道光熱費
- 六 自動車の燃料、油脂及び自動車用品等の仕入代金
- 七 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

(収入の帰属)

第13条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

- 一 自動車の燃料、油脂及び自動車用品等の売上金
- 二 自動車の点検整備、その他役務の提供に伴う収入金
- 三 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

(委託業務履行の確認等)

第14条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないとき、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

(非常事態の措置)

第15条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。

(事故等の報告)

第16条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第17条 乙は、消防官署等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の全部又は重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合
- 二 定款を変更した場合
- 三 会社の組織を変更した場合
- 四 本店の所在地を変更した場合

(道路管理者等に対する協力)

第19条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

(委託業務の休止)

第20条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。

2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務内容及び委託金額の変更)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不相当となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(禁止事項)

第22条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 二 営業施設の現状を変更すること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと  
なお、本契約終了後も同様とする

( 解約 )

第 2 3 条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3ヶ月前までに相手方に通知して解約することができる。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

( 契約の解除 )

第 2 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 1 0 条第 3 項及び第 2 2 条の規定に違反したとき
- 二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

( 施設等の明渡し )

第 2 5 条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

( 精算 )

第 2 6 条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

( 損害賠償 )

第 2 7 条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

( 免責事項 )

第 2 8 条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

( 経過規程 )

第 2 9 条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の1ヶ月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

( 協議事項 )

第 3 0 条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙



レストイン運營業務委託契約書  
【（財）ハイウェイ交流センター】

# 委託契約書

1. 業務の名称  
【業務名】
2. 委託場所 (1) 所在地  
【所在地】  
(2) 所在地 別添図面のとおり
3. 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4. 委託金額 金【契約金額(税抜き)】円也(税抜き委託金額)  
[消費税【消費税額】円也]
5. 委託金支払場所 財団法人 ハイウェイ交流センター

財団法人ハイウェイ交流センター(以下「甲」という。)と受託者名(以下「乙」という。)は、頭書の業務の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

## (総 則)

第1条 甲は、頭書の業務を、頭書の委託場所において、頭書の委託期間、頭書の委託金額で実施することを乙に委託し(以下「委託業務」という。)、乙は、関係法令等を遵守するほか、別添レストイン運営業務処理要領に基づき、これを履行するものとする。

2 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、原則として第5条に定める監督員を経由するものとする。

## (委託業務の範囲)

第2条 甲が乙に委託する委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 お客様に仮眠、宿泊及び休憩の場所を提供する業務
- 二 販売商品及び業務用消耗品等の購入並びに納入業者の選定等業務  
ただし、甲が指定するものは除く
- 三 仕入代金等の支払い業務
- 四 その他上記各号に付随する業務

(価格の明示)

第3条 乙は、販売商品について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすいところに掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(営業時間)

第4条 営業時間は原則として次のとおりとする。

【営業時間】

(監督員)

第5条 この契約の監督員は、【監督員】とする。

2 監督員は乙の委託業務の実施について、甲に代わって監督し又は指示を行う。

(補助監督員)

第6条 この契約の補助監督員は、【補助監督員】とする。

2 補助監督員は、監督員の監督業務を補助するものとする。

(月別資金計画書の提出)

第7条 乙は、頭書の委託金額について月別資金計画書を作成し、契約締結の日から15日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の月別資金計画書が不相当と認められる場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

(委託料の支払)

第8条 乙は、原則として前条に定める月別資金計画書の当月分の委託料の金額及び当該金額に係る消費税を、当該月の初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、月別資金計画書に定める3ヶ月分を限度として前払することができる。

3 甲は、前2項の規定に基づく請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して25日以内に支払うものとする。

(仕入代金等の支払い)

第9条 乙は、毎月の仕入代金等について、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき請求があったときは、すみやかに支払うものとする。

(施設等の使用)

第10条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要な営業施設及び備品等(以下「施設等」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 甲は、備品等を乙に別途通知するものとする。

3 乙は、施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し若しくはこれを担保に供してはならない。

4 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(保健衛生)

第11条 乙は、関係法令に基づき、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

( 経費の負担 )

第 1 2 条 甲は、次の各号に掲げる費用を別途負担するものとする。

- 一 施設等に係る公租公課
- 二 施設等に係る火災保険料
- 三 施設等の改良及び維持修繕費（軽微な修理は除く）
- 四 施設等で使用する消耗品費( 事務室及び休憩室等で使用する消耗品費は除く )
- 五 施設等に係る水道光熱費
- 六 新聞雑誌の購読料
- 七 お客様の使用する寝具類の洗濯費
- 八 飲食物・雑貨等の仕入代金
- 九 その他委託業務の実施に必要な経費で甲が認めたもの

( 収入の帰属 )

第 1 3 条 次の各号に掲げる収入金は、消費税を含むものとし、すべて甲に帰属するものとする。

- 一 休憩施設における利用料金
- 二 飲食物・雑貨等の売上金
- 三 公衆電話の通話料金
- 四 その他委託業務の実施に伴い発生する収入金

( 委託業務履行の確認等 )

第 1 4 条 甲は、委託業務の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について乙の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 甲は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の履行が適正でないとき、乙に対して必要な指示を行うことができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、その指示に基づきすみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

( 非常事態の措置 )

第 1 5 条 乙は、災害その他の非常事態が発生するおそれがあるときは、ただちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急の場合は臨機の措置をとった後、すみやかに甲に報告するものとする。

( 事故等の報告 )

第 1 6 条 乙は、盗難及び施設等のき損、故障その他不測の事故が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、お客様との間に発生した事故等については、ただちに適切な措置を講じるとともに、その経緯等をすみやかに甲に報告するものとする。

( 行政庁による検査等の結果報告 )

第 1 7 条 乙は、消防官署、保健所等による検査等があった場合には、すみやかに甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続き完了後、すみやかに書面をもって甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の全部又は重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに書面をもって報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合
- 二 定款を変更した場合
- 三 会社の組織を変更した場合
- 四 本店の所在地を変更した場合

(道路管理者等に対する協力)

第19条 乙は、道路損壊、異常気象、交通事故、犯罪事件等道路管理上重大な事実を発見した場合は、ただちに甲及び道路管理者等に連絡するなど適切な措置を講じなければならない。

(委託業務の休止)

第20条 甲は、必要があると認める場合は、乙に委託業務の休止を指示することができる。

2 前項により委託業務を休止した場合の委託料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務内容及び委託金額の変更)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容について乙と協議のうえ変更することができるものとする。

2 前項の規定により頭書の委託金額の変更が必要となった場合又は賃金若しくは物価に著しい変動を生じ頭書の委託金額が不適當となった場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(禁止事項)

第22条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 二 営業施設の現状を変更すること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない
- 三 委託業務の実施上知り得た一切の秘密に関する事項を第三者に漏らすこと  
なお、本契約終了後も同様とする

( 解約 )

第 2 3 条 甲又は乙は、頭書の委託期間中において、この契約を継続し難い特別の事情が生じた場合は、3ヶ月前までに相手方に通知して解約することができる。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地に全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

( 契約の解除 )

第 2 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 1 0 条第 3 項及び第 2 2 条の規定に違反したとき
- 二 委託業務を実施する者として、不相当と認められる事実が発生したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、委託業務を継続することができないと認められるとき

( 施設等の明渡し )

第 2 5 条 乙は、この契約の期間が満了したとき又はこの契約を解約若しくは解除されたときは、甲の指定する日までに施設等を甲に明渡さなければならない。

( 精算 )

第 2 6 条 乙は、頭書の委託期間が満了したとき又はこの契約が解約若しくは解除されたときは、すみやかに精算調書を作成し、委託料の精算を行うものとする。

( 損害賠償 )

第 2 7 条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、乙又は乙の使用人が委託業務の実施について第三者に対して損害を与えた場合は、その損害の責を負わなければならない。

( 免責事項 )

第 2 8 条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

( 経過規程 )

第 2 9 条 乙は、頭書の委託期間満了後、あらたに委託契約を締結するまでの間、この契約と同一条件により委託業務を履行するものとする。ただし、甲が頭書の委託期間満了の日の1ヶ月前までに引き続き乙と委託契約を締結しない旨を通知したときは、この限りでない。

( 協議事項 )

第 3 0 条 この契約及び要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本書1通を作成し、甲が保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

**レストラン営業委託契約書**  
**【(財)道路サービス機構】**



# 営業委託契約書

[ サービスエリア(り線) レストラン ]

# 営業委託契約書

## 1 契約の名称

自動車道 サービスエリア(り線)レストラン営業委託契約

## 2 委託営業の内容

- 一 調理加工した料理品及び喫茶品の販売。
- 二 弁当類、スナック類、飲料・氷菓類、食用・非食用土産品、菓子類、雑貨類、青果・鮮魚類、米、たばこ、テレホンカード、新聞、書籍・雑誌類、チケット、宝くじ、通行券その他お客様の利便に供するものの販売。ただし、酒類の提供は除く。
- 三 ファクシミリ、コインシャワーその他お客様の利便に供する設備・機器等の提供。

## 3 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ただし、道路管理者から営業施設の所在する敷地の明渡しの通知を受けたときは、その期日までとする。

## 4 営業施設(営業の用に供する建物並びにその付帯施設をいう。)

### (1) 建物

所在地

種類・構造

(別添図面のとおり)

### (2) 付帯施設

建物の機能を全うするために必要な電気・給排水施設等

## 5 営業料(月額)

月間営業料対象売上額に % (ただし、たばこ %、新聞 %、雑誌 %、チケット %、テレホンカード %、宝くじ %、その他特に甲が指定した場合は、それによる。)の営業料率を乗じて得た額とする。ただし、この合計額が月額金 万円(以下「基本月額」という。)に満たないときは、基本月額とする。

上記の営業の委託に関し、財団法人道路サービス機構(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、次のとおり契約を締結する。

( 営業の委託 )

第 1 条 甲は、頭書の営業施設 ( 以下「営業施設」という。 ) において、頭書の営業 ( 以下「営業」という。 ) を行うことを乙に委託し、乙は、これを受託する。

( この契約の基本原則 )

第 2 条 甲は、営業施設における営業がお客様の利便を図ることを目的とする高度に公共性を有するものであることに鑑み、乙がこの目的に適合する営業を行い得る能力と資力・信用を有するとの信頼に基づいてこの契約を締結するものであり、乙は、この趣旨を十分に理解して、常にお客様に対する快適なサービスの提供その他この営業の目的を達成することに努めるものとする。

2 乙は、営業施設の所在する頭書のエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

( 法令等の遵守 )

第 3 条 乙は、この契約の履行にあたっては、法令を遵守するほか、レストラン営業規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保するための指示に従わなければならない。

( 営業施設の使用 )

第 4 条 乙は、営業施設を営業を行うためのみに使用し、事由のいかんを問わずその他の目的に使用してはならない。

2 乙は、営業施設の使用がこの契約に基づく営業を行うためのみ認められたものであり、これと別個独立の使用契約関係に基づくものでないことを確認する。

( 監督員 )

第 5 条 甲は、乙の委託営業の履行について、第 28 条に定める指示をし、かつ乙の業務を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。又、監督員等を変更したときも同様とする。

( 営業開始日時・営業時間 )

第 6 条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は、毎日午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、甲が必要と認めたときは、これを変更することができる。

( 提供・販売商品の要件 )

第 7 条 乙が、提供・販売する商品は、乙の自己責任において選定・販売等を行うものとし、次の各号の要件をみたすものでなければならない。

- 一 お客様の利便をみだし、一般的嗜好に合うものであること。
- 二 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- 三 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触しないもの及びその他危険がないものであること。
- 四 特許、実用新案、商標登録等関係法令に抵触しないものであること。
- 五 価格と内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること。

2 乙は、前項に定める商品を提供・販売したときは、甲が別途定めるところに従い、報告しなければならない。変更、一時中止若しくは取りやめをしたときも同様とする。  
(設備・機器等の提供に伴う届出)

第 8 条 乙は、ファクシミリその他の設備・機器等の提供をするときは、その料金等について、甲が別途定めるところに従い、あらかじめ届出なければならない。変更、一時中止若しくは取りやめをするときも同様とする。  
(価格の明示)

第 9 条 乙は、販売商品等について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。  
(営業料の額)

第 10 条 頭書の営業料の額は、第 15 条の規定により乙が提出する売上高報告書に基づき、月間営業料対象売上額に頭書の営業料率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した営業料の額が頭書の基本月額に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、当該基本月額をもってその月の営業料の額とする。

3 月の途中で営業を開始し、又は終了した場合におけるその月の基本月額は、頭書の基本月額をその月の営業日数をもって日割計算した額とし、第 1 項の規定により算出した営業料の額がこの基本月額に満たないときは、前項の例による。

4 甲は、営業施設に係る修繕費、火災保険料、営業施設に賦課される公租公課その他甲の要する費用が増加したとき、又は甲が営業施設を改良若しくは増築(以下「改良等」という。)するときは、頭書の基本月額を増額することができる。

(営業料及び営業料に係る消費税額の納付)

第 11 条 乙は、第 15 条の規定により甲に提出する売上高報告書に基づいて算出した毎月の営業料及び営業料に係る消費税額を、翌月の 15 日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

(営業料率の改定)

第12条 甲は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その時の営業料率を乙と協議して改定することができる。

- 一 甲の営業施設に係る占用料、修繕費、火災保険料、公租公課その他甲の負担する費用が増加し、そのためその時の営業料率が不相当であると甲が認めるとき。
- 二 頭書の営業施設の老朽に伴う建替え又は大規模な改良若しくは増築（以下「改良等」という）をし、そのためその時の営業料率が不相当であると甲が認めるとき。
- 三 乙の売上高又は営業に要する費用が増減し、そのためその時の営業料率が著しく不相当であると甲が認めるとき。

2 前項の規定により営業料率を改定する時期は、次の各号によるものとする。

- 一 この契約が更新されるとき。
- 二 前項第二号の規定により改定するときは、営業施設の改良等の完了の時から1年を経過した時以降とする。

（保証金）

第13条 乙は、保証金として 円を、この契約締結の日から10日以内に、甲の指定する銀行の口座に振込んで預託しなければならない。

2 次回の保証金の改定月は、平成18年5月とし、以後3年ごとに改定するものとする。この場合における保証金の額は、改定月の前年の4月1日から12か月間の月平均営業料の3か月分相当額とする。

3 保証金の額が改定された場合において、すでに預託した保証金の額との間に差異が生じたときは、甲又は乙は、遅滞なくこれを清算しなければならない。

4 乙が営業料の支払を遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、甲は、既納の保証金をもってその弁済に充当できるものとする。ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。

5 乙は、甲が前項の規定に基づき保証金をもって債務の弁済に充当した結果、保証金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に補填しなければならない。

6 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解約若しくは解除された場合において、乙が営業施設を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受領した日から30日以内に保証金を乙に返還するものとする。

7 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

8 甲は、保証金に利息をつけないものとする。

(建設協力金)

第14条 乙は、この契約の締結に伴い、別途同時に締結する金銭消費貸借契約に定めるところにより、建設協力金を甲に預託するものとする。

2 甲が営業施設の改良等を行う場合も、乙は、甲に建設協力金を別途預託するものとする。

(営業報告)

第15条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月の10日までに、また営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に、それぞれ甲に提出しなければならない。

(会計記録)

第16条 乙は、乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書(営業報告書に上位七名以上の大株主及びその持株数の記載のない場合は、これを記載した書面を添付するものとする。)を甲に提出しなければならない。ただし、損益計算書には、次の各号に定める方法により区分した内訳書を添付するものとする。

- 一 この契約に基づく営業の属する部門とその他の部門とに区別したもの。
- 二 この契約に基づく営業の属する部門については、当該営業に関するもの  
その他の営業とに区分したもの。

2 乙は、甲が別途定めるところに従い、この契約に基づく営業に関するすべての会計帳簿その他の証ひょう(以下「会計記録」という。)を、当該営業以外のものと区別して整備保存しなければならない。

3 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示又は提出を甲から求められたときは、ただちに、これに応じなければならない。

(営業施設の管理及び点検)

第17条 乙は、営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。)を自己の負担において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、乙が管理する営業施設及び営業のために使用する設備、機器、什器備品について常に点検整備を行うとともに、その衛生の保全に努めなければならない。

3 乙は、前項の規定による点検整備、衛生の保全のために、営業を休止しようとする場合又はお客様の利便の確保に影響を及ぼすおそれのある場合は、その日時、方法等に

ついて、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

4 乙は、第1項又は第2項の規定に違反したことにより第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(免責事項)

第18条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(営業施設の修繕)

第19条 営業施設の修繕は、次の区分に従って、甲又は乙がそれぞれ自己の負担において行う。

甲が行うもの

(一) 自然的損耗の修繕

(二) 天災地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた著しい破損又は故障の修繕

乙が行うもの

上記以外の修繕(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。)

2 乙は、前項の修繕を行おうとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

(共用付帯施設の費用負担)

第20条 乙は、甲が別途通知した場合は、甲が指定したときから、道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設の維持管理に要する費用について、乙の消費電力量又は使用水量の割合に応じて甲の請求に基づき甲に支払うものとする。

(保健衛生)

第21条 乙は、関係法令に基づき常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(店名等の表示・広告類の掲出)

第22条 乙は、営業施設の内外を問わず、自己若しくは第三者の店名又は会社名の表示・広告類の掲出をしようとするときは、掲出の場所、方法、規格等について、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

(営業施設の改良等)

第23条 甲は、営業施設の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について乙と協議するものとする。

2 乙は、乙が甲の承認を得て設置した設備、機器及び備品を改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

ただし、老朽化等による取り替えで、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により、甲あて報告するものとする。

(禁止事項)

第24条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく営業を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

二 営業施設(造作を含む。)の原状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、営業施設内に立入り、乙の管理する営業施設、営業のために使用する設備、機器、什器備品の管理及び衛生の保全状況、食品の衛生状況及び販売商品等の品質の状況並びにお客様の利便の確保のために必要な事項について、調査又は検査をすることができる。この場合、乙は、これに応じなければならない。

2 乙は、道路管理者が営業施設について、調査等を行うときは、甲の指示に従いこれに協力しなければならない。

(報告)

第26条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、乙に対し、いつでも、必要な事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(監査)

第27条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、いつでも、必要な監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(指示)

第28条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し必要な措置を講ずるよう文書により指示することができる。

一 販売商品等の量目、品質、規格及び価格等が社会経済事情の変化その他の事由により適切でなくなったとき



二 営業に関し、お客様の利便を確保するために改善を要すると認められる事項があったとき

三 前3条に規定する立入検査等、報告又は監査の結果、改善を要すると認められる事項があったとき

四 道路管理者から甲に対し道路管理上必要な措置を講ずるよう指示があったとき

五 前各号のほか、この契約及びレストラン営業規則等に違反していると認められる事項があったとき

2 乙は、前項による指示を受けたときは、ただちに、所要の措置を講ずるとともに、すみやかに、その旨を甲に文書により報告しなければならない。

(緊急事態についての措置)

第29条 乙は、交通事故その他道路上において発生した緊急事態を知ったときは、ただちに、警察署、消防署及び道路管理者に対する連絡その他の適切な措置を講ずるとともに、甲に対してその旨を報告しなければならない。

2 乙は、お客様の利便の確保に影響を及ぼすような営業施設の損傷その他の事態が発生したときは、ただちに、適切な措置を講ずるとともに、甲に対しその旨を連絡しなければならない。この場合において、乙は、事後、すみやかに、文書によりその詳細を甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第30条 乙は、消防署、保健所等による検査等があった場合には、甲に対し、すみやかに報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第31条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続完了後、すみやかに、文書により甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに、文書により報告しなければならない。

- 一 代表者に変更があった場合

二 本店所在地を変更した場合

三 定款を変更した場合

四 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

3 乙は、連帯保証人について第1項各号に該当する事実が生じた場合は、甲に対し、遅滞なく、文書によりその旨を報告しなければならない。

(営業の休止)

第32条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めるときは、乙に対して営業を休止させることができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

2 乙は、やむを得ない事由により営業の全部又は一部を休止する場合は、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合又は法令の規定に基づき行政庁から営業の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、臨時に乙以外の者に営業を行わせることができる。

4 第1項及び第2項の場合における営業料の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

(解約)

第33条 甲又は乙が自己の都合によりこの契約を解約しようとするときは、6か月前までに相手方に対しその旨を文書により通知しなければならない。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地の全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(解除)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちに、この契約を解除することができる。

一 乙が営業施設を営業以外の目的に使用したとき

二 乙が銀行取引停止処分を受けるなど、経営・財産状態が悪化したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

三 乙が営業に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、又は行政庁から許可等を取り消されたとき

四 乙が第6条第2項に規定する営業時間を甲の許諾なく短縮したとき

五 乙が営業料を納付しないとき

- 六 乙が保証金を預託しないとき
- 七 乙が建設協力金を預託しないとき
- 八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき
- 九 名称のいかんを問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十 乙が第24条に規定する禁止行為をしたとき
- 十一 乙が株式会社でなくなったとき
- 十二 乙が払込資本金を5千万円未満に減資したとき
- 十三 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十四 前各号に掲げるもののほか、この契約の定め違反するなどして、乙に営業を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき  
(営業施設の明渡し)

第35条 乙は、この契約が期間の満了、解約又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。以下本条及び第38条において同じ。)を甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき営業施設を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

(違約金)

第36条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額(第六号にあっては、当該違約金の最高額)を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

- 一 第34条第一号から第四号及び第九号から第十四号の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された日の属する月の前月の営業料の2倍に相当する額
- 二 第34条第五号の規定によりこの契約が解除された場合は、納付すべき営業料の2倍に相当する額
- 三 第34条第六号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき保証金の2分の1に相当する額

四 第34条第七号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき建設協力金の10%に相当する額

五 第34条第八号の規定によりこの契約が解除された場合は、当該月の正当な営業料の2倍に相当する額

六 前各号のほか、乙がこの契約に違反した場合は、その事実が発生した日の属する月又は甲がその事実を知った日の属する月の営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

(遅延損害金)

第37条 乙は、営業料、保証金、建設協力金、違約金等この契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(明渡し遅延に伴う損害賠償)

第38条 乙は、第35条第1項の規定に基づく営業施設の明渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均営業料を乗じて得た額の3倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第39条 乙は、この契約を更新しようとするときは、期間満了の6か月前までに甲に対し文書によりその旨を申し出るとともに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、期間満了の3か月前までに甲が何らかの意思表示をしないときは、この契約は同一条件をもって3年間更新されるものとする。

- 一 直前の事業年度の法人税納税証明書
- 二 最近の商業登記簿謄本
- 三 その他甲が必要と認めた書類

2 前項の場合において、甲が乙のこの契約に定める営業の履行状況その他の事由により、この契約を継続することが相当でないと認めるときは、甲は、前項の期限までに、乙に対し文書によりその旨を通知して、この契約を終了させることができる。

(連帯保証人)

第40条 連帯保証人は、この契約に基づく一切の金銭債務について、乙と連帯してその履行の責を負うものとする。

2 乙は、連帯保証人を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、連帯保証人が不適當であると認めるときは、いつでも、乙に対しその変更又は連帯保証人の追加を求めることができる。

(裁判管轄)

第41条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約に定める権利義務に関し、訴訟を提起するときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第42条 この契約並びにレストラン営業規則の解釈について疑義が生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人記名押印のうえ甲乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都文京区小石川1丁目4番1号  
財団法人 道路サービス機構  
理事長 久保 博 資

乙

連帯保証人

**ハイウェイショップ業務委託契約書**  
**【(財)道路サービス機構】**

# 業 務 委 託 契 約 書

[ パーキングエリア(り線)ハイウェイショップ ]

# 業 務 委 託 契 約 書

## 1 契約の名称

自動車道 パーキングエリア（り線）ハイウェイショップ業務委託契約

## 2 委託業務の内容

### （１）委託営業

- 一 調理加工した料理品及び喫茶品の販売。
- 二 ファクシミリ、その他お客様の利便に供する設備・機器等の提供。
- 三 弁当類、スナック類、飲料・氷菓類、食用・非食用土産品、菓子類、雑貨類、青果・鮮魚類、たばこ、テレホンカード、新聞、書籍・雑誌類、チケット、宝くじ、通行券その他お客様の利便に供するものの販売。ただし、酒類の提供は除く

### （２）道路管理業務への協力

- 一 異常事態発生時の現場管理に関する事。
- 二 冬期の雪氷対策に関する事。
- 三 気象情報、交通情報等の伝達に関する事。
- 四 道路案内等に関する事。
- 五 その他お客様の利便に関する事。

## 3 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ただし、道路管理者から営業施設の所在する敷地の明け渡しの通知を受けたときは、その期日までとする。

## 4 営業施設（営業の用に供する建物並びにその付帯施設をいう。）

### （１）建 物

所 在 地

種類・構造

（別添図面のとおり）

### （２）付帯施設

建物の機能を全うするために必要な電気・給排水施設等

5 営業料(月額)月間営業料対象売上額に % (ただし、たばこ %、新聞 %、雑誌 %、チケット %、テレホンカード %、宝くじ %、その他の販売商品については、別途定めるところによる。)の営業料率を乗じて得た額とする。



上記の業務の委託に関し、財団法人道路サービス機構（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

## 第 1 章 総 則

（業務の委託）

第 1 条 甲は、頭書の業務（以下「業務」という。）を、頭書の契約期間において行うことを乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 甲は、乙が業務を行うために、頭書の営業施設（以下「営業施設」という。）を乙が使用することを認める。

（この契約の基本原則）

第 2 条 甲は、営業施設における業務が高速道路又は有料道路を利用されるお客様の利便を図ることを目的とする高度に公共性を有するものであることに鑑み、乙がこの目的に適合する業務を行い得る能力と資力、信用を有するとの信頼に基づいてこの契約を締結するものであり、乙は、この趣旨を十分に理解して、常にお客様に対する快適なサービスの提供その他この業務の目的を達成することに努めるものとする。

（法令等の遵守）

第 3 条 乙は、この契約の履行にあたっては、食品衛生法その他の法令を遵守するほか、ハイウェイショップ業務規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保するために与えた指示に従わなければならない。

（営業施設の使用）

第 4 条 乙は、営業施設を業務を行うためのみに使用し、事由のいかんを問わずその他の目的に使用してはならない。

2 乙は、営業施設の使用がこの契約に基づく業務を行うためにのみ認められたものであり、これと別個独立の使用契約関係に基づくものでないことを確認する。

（監督員）

第 5 条 甲は、乙の委託業務の履行について、第 26 条に定める指示をし、かつ乙の業務を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。又、監督員等を変更したときも同様とする。

## 第 2 章 委 託 営 業

( 営業開始日・営業時間 )

第 6 条 営業開始日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は、毎日午前 時 分から午後 時 分までとする。

ただし、乙は、お客様の利便をはかるため、パーキングエリアの利用状況に応じて、適宜営業の開始時刻を繰り上げ、又は終了時刻を繰り下げることができるものとする。

3 前項本文に定める営業時間が不相当となったと甲が認めたときは、これを変更することができる。

( 販売商品の要件 )

第 7 条 乙が販売する商品及び提供する設備・機器 ( 以下「販売商品等」という。 ) は、次の各号の要件をみたすものでなければならない。

- 一 お客様の利便をみだし、一般的嗜好に合うものであること。
- 二 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- 三 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触しないもの及びその他危険がないものであること。
- 四 特許、実用新案、商標登録等関係法令に抵触しないものであること。
- 五 価格、内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること。

2 乙は、前項に定める商品を提供、販売したときは、甲が別途定めるところに従い、報告しなければならない。変更、一時中止若しくは取りやめたときも同様とする。

( 設備・機器等の提供に伴う届出 )

第 8 条 乙は、ファクシミリ、その他の設備・機器等の提供をしようとするときは、その料金等について、甲が別途定めるところに従い、あらかじめ届出なければならない。変更、一時中止若しくは取りやめをしようとするときも同様とする。

( 価格の明示 )

第 9 条 乙は、販売商品等について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

( 営業料の額 )

第 10 条 頭書の営業料の額は、第 15 条の規定により乙が提出する売上高報告書に基づき月間営業料対象売上額に頭書の営業料率を乗じて得た額とする。

( 営業料及び営業料に係る消費税額の納付 )

第 11 条 乙は、第 15 条の規定により甲に提出する売上高報告書に基づいて算出した毎月の営業料及び営業料に係る消費税額を、翌月の 15 日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

( 営業料率の改定 )

第 1 2 条 甲は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その時の営業料率を乙と協議して改定することができる。

- 一 甲の営業施設に係る占用料、修繕費、火災保険料、公租公課その他甲の負担する費用が増加し、そのためその時の営業料率が不相当であると甲が認めるとき。
- 二 頭書の営業施設の老朽に伴う建替え又は大規模な改良若しくは増築（以下「改良等」という）をし、そのためその時の営業料率が不相当であると甲が認めるとき。
- 三 乙の売上高又は営業に要する費用が増減し、そのためその時の営業料率が著しく不相当であると甲が認めるとき。

2 前項の規定により営業料率を改定する時期は、次の各号によるものとする。

- 一 この契約が更新される時。
- 二 前項第二号の規定により改定するときは、営業施設の改良等の完了の時から 1 年を経過した時以降とする。

( 保証金 )

第 1 3 条 乙は、保証金として金 , , 円を、この契約締結の日から 1 0 日以内に、甲の指定する銀行の口座に振込んで預託しなければならない。

2 次回の保証金の改定月は、平成 年 5 月とし、以後 3 年ごとに改定するものとする。この場合における保証金の額は、改定月の前年の 4 月 1 日から 1 2 か月間の月平均営業料の 3 か月分相当額とする。

3 保証金の額が改定された場合において、すでに預託した保証金の額との間に差異が生じたときは、甲又は乙は、遅滞なくこれを精算しなければならない。

4 乙が営業料の支払を遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、甲は、既納の保証金をもってその弁済に充当できるものとする。ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。

5 乙は、甲が前項の規定に基づき保証金をもって債務の弁済に充当した結果、保証金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から 1 0 日以内に補てんしなければならない。

6 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解約若しくは解除された場合において、乙が営業施設を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受領した日から 3 0 日以内に保証金を乙に返還するものとする。

7 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

8 甲は、保証金に利息をつけないものとする。

(建設協力金)

第14条 乙は、この契約の締結に伴い、別途同時に締結する金銭消費貸借契約に定めるところにより、建設協力金を甲に預託するものとする。

2 甲が営業施設の改良等を行う場合も、乙は、甲に建設協力金を別途預託するものとする。

(営業報告)

第15条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月の10日までに、又、営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に、それぞれ甲に提出しなければならない。

(会計記録)

第16条 乙は、乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書(営業報告書に上位7名以上の大株主及びその持株数の記載のない場合は、これを記載した書面を添付するものとする。)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、この契約に基づく営業に関するすべての会計帳簿その他の証ひょう(以下「会計記録」という。)を当該営業以外のものと区別して整備保存しなければならない。

3 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示又は提出を甲から求められたときは、ただちに、これに応じなければならない。

(営業施設の管理及び点検)

第17条 乙は、営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。)を自己の負担において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、乙が管理する営業施設及び営業のために使用する設備、機器、什器備品について常に点検整備を行うとともに、その衛生の保全に努めなければならない。

3 乙は、前項の規定による点検整備、衛生の保全のために、お客様の利便の確保に影響を及ぼすおそれのある場合は、その日時、方法等について、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

4 乙は、第1項又は第2項の規定に違反したことにより第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(営業施設の修繕)

第18条 営業施設の修繕は、次の区分に従って、甲又は乙がそれぞれ自己の負担にお

いて行う。

甲が行うもの

(一) 自然的損耗の修繕

(二) 天災地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた著しい破損又は故障の修繕

乙が行うもの

上記以外の修繕（道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く）

2 乙は、前項の修繕を行おうとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

(共用付帯施設の費用負担)

第19条 乙は、甲が別途通知した場合は、甲が指定した時から、道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設の維持管理に要する費用について、乙の消費電力量又は使用水量の割合に応じて甲の請求に基づき甲に支払うものとする。

(保健衛生)

第20条 乙は、関係法令に基づき常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(店名の表示・広告類の掲出)

第21条 乙は、営業施設の内外を問わず、店名の表示又は自己若しくは第三者の広告類を掲出しようとするときは、掲出の場所、方法、規格等について、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

(営業施設の改良等)

第22条 甲は、営業施設の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について、乙と協議するものとする。

2 乙は、乙が甲の承認を得て設置した設備、機器及び備品を改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、老朽化等による取り替えで、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により、甲あて報告するものとする。

(立入検査等)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、営業施設内に立ち入り、乙の管理する営業施設、営業のために使用する設備、機器、什器備品の管理、衛生の保全状況、従業員の保健衛生状況、食品の衛生状況及び販売商品等の品質の状況並びにお客様の利便の確保のために必要な事項について調査又は検査をすることができる。この場合、乙は、こ

れに応じなければならない。

2 乙は、道路管理者が営業施設について、調査等を行うときは、甲の指示に従いこれに協力しなければならない。

(報告)

第24条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、乙に対し、いつでも、必要な事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(監査)

第25条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、いつでも、必要な監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(指示)

第26条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し必要な措置を講じるよう指示することができる。

- 一 販売商品等の量目、品質、規格及び価格等が社会経済事情の変化その他の事由により適切でなくなったとき。
- 二 業務に関し、お客様の利便を確保するために改善を要すると認められる事項があったとき。
- 三 前3条に規定する立入検査、報告又は監査の結果、改善を要すると認められる事項があったとき。
- 四 道路管理者から甲に対し道路管理上必要な措置を講じるよう指示があったとき。
- 五 前各号のほか、この契約及びハイウェイショップ業務規則等に違反していると認められる事項があったとき。

2 乙は、前項による指示を受けたときは、ただちに、所要の措置を講じるとともに、すみやかに、その旨を甲に報告しなければならない。

(営業施設の損傷等)

第27条 乙は、お客様の利便の確保に影響を及ぼすような営業施設の損傷その他の事態が発生したときは、ただちに、適切な措置を講じるとともに、甲に対しその旨を連絡しなければならない。この場合において、乙は、事後、すみやかに、文書によりその詳細を甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第28条 乙は、消防署、保健所等による検査等があった場合には、甲に対し、すみやかに報告しなければならない。

(営業の休止)

第29条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めるときは、乙に対して営業を休止させることができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

2 乙は、やむを得ない事由により営業を休止する場合は、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合又は法令の規定に基づき行政庁から業務の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、臨時に乙以外の者に営業を行わせることができる。

4 第1項及び第2項の場合における営業料の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

(営業施設の滅失)

第30条 天災地変その他の不可抗力又は甲乙双方の責に帰すことのできない事由により営業施設が滅失し、乙がこの契約に基づく営業を行うことができなくなったときは、甲は相当の期間内に当該営業施設の建替えをするか否かを決定するものとする。

2 前項の場合において、甲が営業施設の建替えを決定したときは、当該営業施設において乙が営業を行うことができるようになるまでの間、甲は仮設営業施設における営業その他の態様による営業を乙に行わせることができる。この場合の営業の内容、営業時間、営業料率その他必要な条件については、この契約の定めにかかわらず、甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の場合において、甲が営業施設の建替えをしないことを決定したときは、この契約はその時に終了する。

## 第3章 道路管理業務への協力

(道路管理業務への協力)

第31条 パーキングエリアは単にお客様のための休憩場所としてだけでなく、異常事態発生時の現場管理基地、冬期の雪氷対策基地、情報提供及び道路案内等の場所となるなど道路の管理上極めて重要な機能を課せられた場所であることに鑑み、乙は道路管理者及び甲と緊密な連携をとり、パーキングエリアにおいて、次条以下に定めるところにより道路管理業務に協力するものとする。

(異常気象等の場合)

第32条 乙は、異常気象等の発生時においては、次の各項により対応するものとする。

2 道路管理者又は甲からの連絡若しくはテレビ、ラジオその他の手段により、大規模地震警戒宣言、大雨警報、大雪警報、暴風警報、津波警報、洪水警報、又は濃霧注意報等(以下これらを総称して「気象警報」という。)が発せられたことを知ったときは、すみやかにその内容を情報板に掲示するなどしてお客様へ伝達すること。又、気象警報が解除されたことを知ったときも同様とする。

3 気象警報により重大な災害の起こる恐れがある旨の通報を道路管理者又は甲から受けたときは、次の措置を講じること。

- 一 パーキングエリア内の各施設(営業施設、お手洗い、高架水槽、受水槽、その他道路管理者が設置した付帯施設を含む。以下この章において同じ)の点検及び道路管理者又は甲への報告
- 二 炊出しのために必要な食材、飲料水、燃料等の点検及び確保
- 三 救急用品及び毛布その他お客様への提供を必要と認められるものの点検及び確保
- 四 携帯電話機等の通信機器及び通信要員その他必要な要員の確保

4 災害が発生したときは、次の措置を講じること。

- 一 パーキングエリア及びその周辺の駐車台数、お客様の人数及び各施設の状況等の把握と、道路管理者及び甲へのすみやかな連絡
- 二 パーキングエリアのお客様の避難誘導
- 三 急病人又は負傷者の救護及び応急処置、並びに道路管理者、甲及び消防署等へのすみやかな連絡
- 四 道路管理者又は甲の指示に基づくパーキングエリア内の避難者等に対する炊出し及び救急用品等の提供

(交通事故等の場合)

第33条 乙は、パーキングエリア内又はその周辺において、交通事故及び負傷者がでたときは、前条第4項第三号に準じて対応するものとする。

(犯罪発生の場合)

第34条 乙は、パーキングエリア内又はその周辺において犯罪が発生したときは、次の各項により対応するものとする。

2 犯罪を発見したとき、又はお客様からの通報を受けたときは、その状況等を把握し、道路管理者、甲、警察等の関係機関へただちに連絡すること。



3 犯罪の捜査等が行われるときは、道路管理者及び甲の指示に基づき協力すること。  
(エリア閉鎖)

第35条 乙は、災害、交通事故、犯罪又は工事等を原因としてパーキングエリアが閉鎖されるときは、道路管理者及び甲の指示に基づき次の各項により対応するものとする。

2 道路管理者又は甲からパーキングエリアの閉鎖の連絡を受けたときは、すみやかにその原因、期間等の内容を情報板に掲示するなどして、お客様へ伝達すること。

3 パーキングエリアが閉鎖されたときは、甲の指示に基づき営業の継続、休止又は再開すること。

(情報提供)

第36条 乙は、高速道路等を利用するお客様の円滑・安全かつ快適な通行の確保のため、次の各項により道路情報の提供及びインターチェンジ周辺道路等の案内を行うものとする。

2 道路管理者から交通渋滞、通行止等通行規制に関する道路情報の連絡を受けたときは、すみやかにその内容を情報板に掲示するなどしてお客様へ伝達すること。

3 お客様から問い合わせがあった場合、高速道路等の路線案内、パーキングエリア内の案内、インターチェンジ周辺の道路及び観光地等の案内並びに通行料金の案内等を行うこと。

(連絡体制及び教育訓練)

第37条 乙は、道路管理業務への協力業務を常に円滑に遂行できるよう、道路管理者、甲、消防署、警察等関係機関と協議のうえ、相互の連絡体制を確立しておくとともに、パーキングエリアの従業員その他乙の関係者を対象として教育訓練を行うものとする。

## 第4章 雑 則

(免責事項)

第38条 甲は、天災地変その他の不可抗力又は甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(禁止事項)

第39条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 営業施設(造作を含む)の原状を変更すること。ただし、甲の承認を受け

た場合は、この限りでない。

(通知及び報告の義務)

第40条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続完了後、すみやかに文書により甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに文書により報告しなければならない。

- 一 代表者の変更があった場合
- 二 本店所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合
- 四 この契約に基づく業務に関する乙の組織に変更があった場合

3 乙は、連帯保証人について第1項各号に該当する事実が生じた場合は、甲に対し、遅滞なく文書によりその旨を報告しなければならない。

(解約)

第41条 甲又は乙が自己の都合によりこの契約を解約しようとするときは、6か月前までに相手方に対しその旨を文書により通知しなければならない。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地の全部又は一部の明け渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(解除)

第42条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 乙が営業施設を業務以外の目的に使用したとき
- 二 乙が銀行取引停止処分を受けるなど、経営・財産状態が悪化したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 三 乙が業務に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、行政庁から許可等を取り消されたとき
- 四 乙が第6条第2項に規定する営業時間を甲の承諾なく短縮したとき
- 五 乙が営業料を納付しないとき

- 六 乙が保証金を預託しないとき
- 七 乙が建設協力金を預託しないとき
- 八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき
- 九 名称のいかんと問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十 乙が第39条に規定する禁止行為をしたとき
- 十一 乙が株式会社でなくなったとき
- 十二 乙が申込時における払込資本金を減資したとき
- 十三 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十四 前各号に掲げるもののほか、この契約の定めに違反するなどして、乙に業務を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

(営業施設の明け渡し)

第43条 乙は、この契約が期間の満了、解約又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。以下本条及び第46条において同じ。)を甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき営業施設を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。

ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

(違約金)

第44条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額(第六号にあっては、当該違約金の最高額)を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

- 一 第42条第一号から第四号及び第九号から第十四号の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された日の属する月の前月の営業料の2倍に相当する額
- 二 第42条第五号の規定によりこの契約が解除された場合は、納付すべき営業料の2倍に相当する額
- 三 第42条第六号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき保証金の2分の1に相当する額
- 四 第42条第七号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき建

設協力金の10%に相当する額

五 第42条第八号の規定によりこの契約が解除された場合は、当該月の正当な営業料の2倍に相当する額

六 前各号のほか、乙がこの契約に違反した場合は、その事実が発生した日に属する月又は甲がその事実を知った日の属する月の営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

(遅延損害金)

第45条 乙は、営業料、保証金、建設協力金、違約金等この契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(明け渡し遅延に伴う損害賠償)

第46条 乙は、第43条第1項の規定に基づく営業施設の明け渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明け渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均営業料を乗じて得た額の3倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第47条 乙は、この契約を更新しようとするときは、期間満了の6か月前までに甲に対し文書によりその旨を申し出るとともに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、期間満了の3か月前までに甲が何らの意思表示をしないときは、この契約は同一条件をもって3年間更新されるものとする。

- 一 直前の事業年度の法人税納税証明書
- 二 最近の商業登記簿謄本
- 三 その他甲が必要と認めた書類

2 前項の場合において、甲が乙のこの契約に定める業務の履行状況その他の事由により、この契約を継続することが相当でないと認めるときは、甲は、前項の期限までに、乙に対し、文書によりその旨を通知して、この契約を終了させることができる。

(連帯保証人)

第48条 連帯保証人は、この契約に基づく乙の一切の金銭債務について、乙と連帯してその履行の責を負うものとする。

- 2 乙は、連帯保証人を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、連帯保証人が不相当であると認めたときは、いつでも乙に対しその変更又は

連帯保証人の追加を求めることができる。

(裁判管轄)

第49条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約に定める権利義務に関し、訴訟を提起するときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第50条 この契約並びにハイウェイショップ業務規則の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印のうえ甲・乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都文京区小石川1丁目4番1号  
財団法人 道路サービス機構  
理事長 久保 博資

乙

連帯保証人

**ガステーション営業委託契約書**  
**【（財）道路サービス機構】**

# 営業委託契約書

[ 自動車道 エリア（り線）ガステーション ]

# 営業委託契約書

## 1 契約の名称

自動車道 エリア（り線）ガスステーション  
営業委託契約

## 2 委託営業の内容

石油製品等販売営業  
自動車の燃料、油脂及び自動車用品を販売すること並びに役務を提供すること。

## 3 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

## 4 営業施設（営業の用に供する建物及びその付帯施設をいう。）

### （1）建物

所在地

種類・構造 鉄骨造平屋建・キャノピー部分鉄骨造

（別添図面のとおり）

### （2）付帯施設

建物の機能を全うするために必要な電気・給排水施設等

## 5 営業料（月額）

月間営業料対象売上額に %（ただし、たばこ %、その他甲が別途定めた場合は、それによる。）の営業料率を乗じて得た額とする。

ただし、この合計額が月額金 万円（以下「基本月額」という。）に満たないときは、基本月額とする。

上記の営業の委託に関し、財団法人道路サービス機構（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。



( 総 則 )

第 1 条 甲は、頭書の営業施設において、頭書の営業を行うことを乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は、営業施設の使用がこの契約に基づく営業を行うためにのみ認められたものであり、これと別個独立の使用契約関係に基づくものでないことを確認する。

3 乙は、頭書の営業施設が公共性を有するものであり、お客様の利便の確保を図ることを目的とするものであることを十分理解し、この契約の定めるところにより営業を行うものとする。

4 乙は、営業施設の所在する頭書のエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

( 法令等の遵守 )

第 2 条 乙は、この契約の履行にあたっては、法令を遵守するほか、ガスステーション営業規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保するための指示に従わなければならない。

( 監督員 )

第 3 条 甲は、乙の委託営業の履行について、第 2 5 条に定める指示をし、かつ乙の営業を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。また、監督員等を変更したときも同様とする。

( 営業開始日・営業時間 )

第 4 条 営業開始日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は、午前 0 時から午後 1 2 時までとする。ただし、甲が必要と認めるときは、これを変更することができる。

( 提供・販売商品及び役務の要件 )

第 5 条 乙が提供・販売する商品及び役務は、乙の自己責任において選定・販売等を行うものとし、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- 一 お客様の利便を満たし、かつ、危険のないものであること
- 二 公の秩序、又は善良な風俗に反しないものであること
- 三 不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触しないものであること
- 四 特許、実用新案、商標登録等関係法令に抵触しないものであること
- 五 価格と内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること
- 六 自動車燃料販売価格の上限が定められている場合は、これを超えないものであること

七 自動車点検整備その他の役務を提供するときは、安全かつ完全に行うこと  
(提供・販売商品及び役務の報告)

第 6 条 乙は、販売しようとする燃料の品目及び価格並びに役務の内容及び価格について、甲が別途定めるところに従い、あらかじめ報告しなければならない。変更、一時中止若しくは取りやめをしようとするときも同様とする。

2 乙は、前項に定める販売商品等以外の商品を提供・販売したときは、甲が別途定めるところに従い、報告しなければならない。変更、一時中止若しくは取りやめたときも同様とする。

(価格の明示等)

第 7 条 乙は、提供・販売商品及び役務について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

2 役務を提供しようとするときは、お客様にその価格を提示し、あらかじめ了解を得なければならない。

(営業料の額)

第 8 条 頭書の営業料の額は、第 12 条第 1 項の規定により乙が提出する売上高報告書に基づき、月間営業料対象売上額に頭書の営業料率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した営業料の額が頭書の基本月額に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、当該基本月額をもってその月の営業料の額とする。

3 月の途中で営業を開始し、又は終了した場合におけるその月の基本月額は、頭書の基本月額をその月の営業日数をもって日割計算した額とし、第 1 項の規定により算出した営業料の額がこの基本月額に満たないときは、前項の例による。

4 甲は、営業施設に係る修繕費、火災保険料、営業施設に賦課される公租公課その他甲の要する費用が増加したとき、又は甲が営業施設を改良若しくは増築(以下「改良等」という。)するときは、頭書の基本月額を増額することができる。

(営業料及び営業料に係る消費税額の納付)

第 9 条 乙は、第 12 条第 1 項の規定により甲に提出する売上高報告書に基づいて算出した毎月の営業料及び営業料に係る消費税額を、翌月の 20 日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

(保証金)

第 10 条 乙は、この契約の締結に伴い、保証金を甲に預託するものとする。

2 前項の保証金は金 万円とし、乙は、この保証金をこの契約締結の日から

10日以内に、甲が指定する銀行の口座に振り込んで預託しなければならない。

3 前項の保証金の改定月は、平成 年5月とし、以後3年ごとに改定するものとする。この場合における保証金の額は、改定月の前年の4月1日から12か月間の月平均営業料の3か月分相当額とする。

4 保証金の額が改定された場合において、すでに預託した保証金の額との間に差異が生じたときは、甲又は乙は、遅滞なくこれを精算しなければならない。

5 乙が営業料の支払を遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、甲は、既納の保証金をもってその弁済に充当できるものとする。ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。

6 乙は、甲が前項の規定に基づき保証金をもって債務の弁済に充当した結果、保証金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に補てんしなければならない。

7 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解約若しくは解除された場合において、乙が営業施設を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受理した日から30日以内に保証金を乙に返還するものとする。

8 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

9 甲は、保証金に利息をつけないものとする。

(建設協力金)

第11条 乙は、この契約の締結に伴い、別途同時に締結する金銭消費貸借契約に定めるところにより、建設協力金を甲に預託するものとする。

2 乙は、第21条の規定により甲が営業施設の改良等を行う場合も、甲に建設協力金を別途預託するものとする。

(営業報告等)

第12条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月10日までに、また営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内にそれぞれ甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎事業年度の財務諸表を定時株主総会終結後の日から2週間以内に甲に提出しなければならない。

(会計記録)

第13条 乙は、当該営業に関するすべての会計帳簿、会計書類その他の証ひょう(以下「会計記録」という。)を乙の経営する他の事業の会計記録と区別して整備し、これを保存しておかななければならない。

2 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示を甲から求められたときは、ただちに甲に提出しなければならない。

(保守)

第14条 乙は、頭書の営業施設を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙が善良なる管理者の注意を怠ったため、甲及び第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害の一切を補償するものとする。

(免責事項)

第15条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(営業施設の維持及び修繕)

第16条 営業施設の維持又は修繕は、次の区分に従って、甲又は乙がそれぞれ自己の負担において行う。

甲が行うもの

- 一 自然的損耗の修繕
- 二 天災地変、その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた著しい破損または故障の修繕

乙が行うもの

上記以外の維持及び修繕

2 乙は、前項の修繕を行おうとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

3 道路管理者又は甲の所有する電気設備、給排水設備、ガス設備等で、道路管理者、甲及び乙が共用するものの維持修繕その他の管理に要する費用の負担については、それぞれ甲・乙協議して定める。

(お客様の利便の確保等)

第17条 乙は、営業を行うにあたっては、お客様の利便の確保を旨とし、快適なサービスの提供に努めなければならない。

2 乙は、お客様に対するサービスについて従業員が迅速かつ親切にお客様に対応できるように常時教育訓練を行わなければならない。

3 乙は、営業行為によってお客様に迷惑又は損害を及ぼした場合は、すみやかに誠意ある措置を講じなければならない。

(保健衛生)

第18条 乙は、関係法令に基づき常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(設備等の点検整備)

第19条 乙は、乙が管理する営業施設、営業用設備、器具及び什器備品について常時点検整備を行わなければならない。

2 前項による点検整備のために、お客様の利用に影響を及ぼすおそれのある場合においては、その日時、方法等について、あらかじめ甲に協議しなければならない。

(広告類の掲出)

第20条 乙は、営業施設の内外を問わず、広告類を掲出しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(営業施設の改良等)

第21条 甲は、営業施設の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について、乙と協議するものとする。

2 乙は、設備、機器及び備品を設置、改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、老朽化等による取り替えて、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により、甲あて報告するものとする。

(禁止事項)

第22条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業をいかなる方法又は名称によるかを問わず、第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない

二 営業施設(造作物を含む。)の原状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない

(立入検査等)

第23条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めるときは、営業施設内に立入り、営業施設並びに器具備品の維持の状況、その他保健衛生の保全及びお客様の利便の確保のために必要と認める事項について調査することができる。この場合、乙は、これに応じなければならない。

2 甲は、定期又は随時に会計記録について監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、道路管理者の行う調査又は検査に協力しなければならない。

(営業にかかる事項の報告)

第24条 甲は、必要に応じて乙に対し、その営業にかかる事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(指示)

第25条 甲は、次に掲げる事項について、乙に必要な措置を講じるよう指示することができる。

- 一 販売品目又は価格が事情の変化により適正を欠くと認めたとき
- 二 サービスに関して、お客様の利便を確保するために改善を要すると認める事項があったとき
- 三 第23条の規定による立入検査等の結果、改善を要すると認める事項があったとき
- 四 道路管理者から道路の管理上、甲に対して必要な措置の指示があったとき
- 五 前各号のほか、この契約及びガスステーション営業規則等に違反していると認められる事項があったとき

2 乙は、前項各号による指示を受けたときは、ただちに所要の措置を講じ、すみやかにその措置及び結果について、甲に報告しなければならない。

(事故報告等)

第26条 乙は、天災地変等による営業施設の損傷その他お客様の利便の確保に影響のある事実が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかにその詳細を甲に報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第27条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続完了後、すみやかに、文書により甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに、文書により報告しなければならない。

- 一 代表者の変更があった場合
- 二 本店所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合

#### 四 資本構成に重大な変更が生じた場合

##### 五 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

3 乙は、連帯保証人について第1項各号に該当する事実が生じた場合は、甲に対し、遅滞なく、文書によりその旨を報告しなければならない。

(営業の休止等)

第28条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知して、営業を休止させることができる。この場合、営業料については、別途協議し定めるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により営業を休止しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合、又は、営業に関する法令の規定に基づき行政庁から営業の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、乙以外の者に営業を行わせることができる。

4 乙は、第2項による営業の休止又は停止の期間中においても、第8条の規定による営業料を甲に納付しなければならない。ただし、乙以外の者に営業を行わせる場合においては、第8条の規定により乙の納付すべき営業料から乙以外の者が行う期間に応ずる営業料を控除するものとする。

(解 約)

第29条 甲又は乙が、自己の都合によりこの契約を解約しようとするときは、6か月前までに相手方に対しその旨を文書により通知しなければならない。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地の全部又は一部の明け渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は乙に対し損害賠償の責を負わない。

(解 除)

第30条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちにこの契約を解除することができる。

一 乙が営業施設を営業以外の目的に使用したとき

二 乙が銀行取引停止処分を受けるなど、経営・財産状態が悪化したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

三 乙が営業に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、又は行政庁から許可等を取り消されたとき

四 乙が第4条第2項に規定する営業時間を甲の承諾なく短縮したとき

- 五 乙が営業料を納付しないとき
- 六 乙が保証金を預託しないとき
- 七 乙が建設協力金を預託しないとき
- 八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき
- 九 名称のいかんを問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十 乙が第22条に規定する禁止行為をしたとき
- 十一 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十二 前各号に掲げるもののほか、この契約の定めに違反するなどして、乙に営業を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

(営業施設の明け渡し)

第31条 乙は、この契約が期間の満了、解約又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。以下本条及び第34条において同じ。)を甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき営業施設を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

(違約金)

第32条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

一 第30条第一号から第四号及び第九号から第十二号の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された日の属する月の前月の営業料の2倍に相当する額

二 第30条第五号の規定によりこの契約が解除された場合は、納付すべき営業料の2倍に相当する額

三 第30条第六号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき保証金の2分の1に相当する額

四 第30条第七号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき建設協力金の10%に相当する額

五 第30条第八号の規定によりこの契約が解除された場合は、当該月の納付すべき営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額



六 前各号のほか、乙がこの契約に違反した場合は、その事実の発生した日に属する月又は甲がその事実を知った日に属する月の営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

(遅延損害金)

第33条 乙は、営業料、保証金、建設協力金、違約金等この契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(明け渡し遅延に伴う損害賠償)

第34条 乙は、第31条第1項の規定に基づく営業施設の明け渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明け渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均営業料を乗じて得た額の2倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第35条 乙は、この契約を更新しようとするときは、期間満了の6か月前までに甲に対し文書によりその旨を申し出るとともに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、期間満了の3か月前までに甲が何らの意思表示をしないときは、この契約は同一条件をもって3年間更新されるものとする。

- 一 直前の事業年度の法人税納税証明書
- 二 最近の商業登記簿謄本
- 三 その他甲が必要と認めた書類

2 前項の場合において、甲が乙のこの契約に定める営業の履行状況その他の事由により、この契約を継続することが相当でないと認めるときは、甲は、前項の期限までに、乙に対し文書によりその旨を通知して、この契約を終了させることができる。

(連帯保証人)

第36条 連帯保証人は、この契約に基づく乙の一切の金銭債務について、乙と連帯してその履行の責を負うものとする。

2 乙は、連帯保証人を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、連帯保証人が不適當であると認めるときは、いつでも乙に対しその変更又は連帯保証人の追加を求めることができる。

(裁判管轄)

第37条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約に定める権利義務に関し、訴訟を提起

するときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第38条 この契約並びにガスステーション営業規則の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印のうえ甲・乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都文京区小石川1丁目4番1号  
財団法人 道路サービス機構  
理 事 長 久 保 博 資

乙

連帯保証人

**定期建物賃貸借契約書**  
**【(財)道路サービス機構】**

# 定期建物賃貸借契約書

[ サービスエリア（り線）コンビニエンスストア ]

# 定期建物賃貸借契約書

財団法人道路サービス機構（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、第1条に定める甲所有の建物（以下「本件建物」という）において、第2条に定める営業を行うことを目的として、借地借家法第38条第1項に基づく定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結する。

## （賃貸借建物）

第1条 本件建物は次のとおりとする。

所在地：

種類・構造：

## （使用目的）

第2条 乙は、本件建物を次の営業種目に関する営業のためのみに使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

### 営業種目

一般市中のコンビニエンスストアにおいて販売している商品及び提供しているサービス。ただし、酒類の提供は除く。

## （賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 本契約は、借地借家法第38条第1項に定める定期賃貸借であり、契約の更新はなく、契約期間の満了により、本件賃貸借は終了するものであることを相互に確認する。

ただし、甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地の全部又は一部の明渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

## （賃料）

第4条 賃料は固定賃料と歩合賃料との併用とするものとする。

2 固定賃料は月額金 円とする。

ただし、1か月に満たない月の固定賃料は、その月の日数によって日割計算とする。

3 歩合賃料は、年間売上高が基準年間売上高金 円を超えた場合、その超過分に対して %を乗じて得た額とする。（ただし、歩合賃

料が金1,000円に満たない場合は、適用をしないこととする。)

なお、営業期間が1年に満たない場合の基準年間売上高は、営業を行った日数によって日割計算とする。

(この契約の基本原則)

第5条 甲は、本件建物における営業が高速道路又は有料道路を利用されるお客様の利便を図ることを目的とする高度に公共性を有するものであることに鑑み、乙がこの目的に適合する営業を行い得る能力と資力、信用を有するとの信頼に基づいてこの契約を締結するものである。

2 乙は、前項の趣旨を十分に理解して、常にお客様に対する快適なサービスの提供その他この営業の目的を達成することに努めるものとする。

3 乙は、本件建物の所在する道路サービス施設が道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

(法令等の遵守)

第6条 乙は、この契約の履行にあたっては、食品衛生法その他の法令を遵守するほか、コンビニエンスストア営業規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保するために与えた指示に従わなければならない。

(監督員)

第7条 甲は、乙の営業の履行について、第29条に定める指示をし、かつ乙の営業を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。また、監督員等を変更したときも同様とする。

(営業開始日時・営業時間)

第8条 営業開始日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は、毎日0時から24時までとする。

3 前項本文に定める営業時間が不相当となったと甲が認めたときは、これを変更することができる。

(提供・販売商品の要件)

第9条 乙が、提供・販売する商品は、乙の自己責任において選定・販売等を行うものとし、次の各号の要件をみたすものでなければならない。

一 お客様の利便をみとし、一般的嗜好に合うものであること。

二 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。

三 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触し

ないもの及びその他危険がないものであること。

四 特許、実用新案、商標登録等関係法令に抵触しないものであること。

五 価格、内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること。

(価格の明示)

第10条 乙は、販売商品等について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(固定賃料及び固定賃料に係る消費税額の納付)

第11条 乙は、第4条の規定に基づき、毎月の固定賃料及び固定賃料に係る消費税額を、翌月の15日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

(歩合賃料及び歩合賃料に係る消費税額の納付)

第12条 乙は、第15条の規定により甲に提出する歩合賃料報告書に基づき、歩合賃料及び歩合賃料に係る消費税額を毎年4月15日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

(賃料の改定)

第13条 甲は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その時の賃料を乙と協議して改定することができる。

- 一 本件建物に係る占用料、修繕費、火災保険料、公租公課その他甲の負担する費用が増加し、そのためその時の賃料が不相当であると甲が認めるとき。
- 二 本件建物の改良若しくは増築(以下「改良等」という。)をし、そのためその時の賃料が不相当であると甲が認めるとき。
- 三 乙の売上高又は営業に要する費用が増減し、そのためその時の賃料が著しく不相当であると甲が認めるとき。

2 前項第二号の規定により賃料を改定するときは、本件建物の改良等の完了の時から1年を経過した時以降とする。

(敷金)

第14条 本契約に基づく債務の履行を確保するため、乙は、敷金として月額固定賃料の4か月分相当額金 円を、この契約締結の日から20日以内に、甲の指定する銀行の口座に振込んで預託しなければならない。

2 甲は、乙が賃料の支払いを遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、既納の敷金をもってその弁済

に充当できるものとする。ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。

- 3 乙は、甲が前項の規定に基づき敷金をもって債務の弁済に充当した結果、敷金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に補填しなければならない。
- 4 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された場合において、乙が本件建物を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受領した日から30日以内に敷金を乙に返還するものとする。
- 5 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 6 甲は、敷金に利息をつけないものとする。

(営業報告)

第15条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月の10日までに、歩合賃料報告書を毎年4月10日までに、また営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に、それぞれ甲に提出しなければならない。

(会計記録)

第16条 乙は、乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書(営業報告書に上位7名以上の大株主及びその持株数の記載のない場合は、これを記載した書面を添付するものとする。)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、甲が別途定めるところに従い、この契約に基づく営業に関するすべての会計帳簿その他の証ひょう(以下「会計記録」という。)を当該営業以外のものと区別して整備保存しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示又は提出を甲から求められたときは、ただちに、これに応じなければならない。

(施工区分)

第17条 甲及び乙は、本件建物及び営業のために使用する設備・機器、什器備品の施工・設置、修繕及び保守管理について、特記仕様書に基づき、それぞれ明確にするものとする。

(資産区分等)

第18条 甲及び乙の資産区分については、前条により定める施工区分に準じるものとする。



- 2 乙は、前項により定める資産区分に基づき、甲の資産以外で、乙の費用で設置した内装設備等の造作について、これに賦課される不動産取得税、固定資産税等の公租公課を負担するものとする。

(本件建物の管理及び点検)

第19条 乙は、本件建物(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。)を自己の負担において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、乙が管理する本件建物及び営業のために使用する設備、機器、什器備品について常に点検整備を行うとともに、その衛生の保全に努めなければならない。

- 3 乙は、前項の規定による点検整備、衛生の保全のために、営業を休止しようとする場合又はお客様の利便の確保に影響を及ぼすおそれのある場合は、その日時、方法等について、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

- 4 乙は、第1項又は第2項の規定に違反したことにより第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(免責事項)

第20条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(共用付帯施設の費用負担)

第21条 乙は、甲が別途通知した場合は、甲が指定したときから、道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設の維持管理に要する費用について、乙の消費電力量又は使用水量の割合に応じて甲の請求に基づき甲に支払うものとする。

(保健衛生)

第22条 乙は、関係法令に基づき常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(店名等の表示・広告類の掲出)

第23条 乙は、本件建物の内外を問わず、自己若しくは第三者の店名又は会社名の表示・広告類の掲出をしようとするときは、掲出の場所、方法、規格等について、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

(本件建物の改良等)

第24条 甲は、本件建物の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について乙と協議するものとする。

2 乙は、乙が甲の承認を得て設置した設備、機器及び備品を改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

ただし、老朽化等による取り替えで、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により、甲あて報告するものとする。

(禁止事項)

第25条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく営業を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

二 本件建物(造作を含む。)の原状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、本件建物内に立入り、乙の管理する営業施設、営業のために使用する設備、機器、什器備品の管理及び衛生の保全状況、食品の衛生状況及び販売商品等の品質の状況並びにお客様の利便の確保のために必要な事項について、調査又は検査をすることができる。この場合、乙は、これに応じなければならない。

2 乙は、道路管理者が本件建物について、調査等を行うときは、甲の指示に従いこれに協力しなければならない。

(報告)

第27条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、乙に対し、いつでも、必要な事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(監査)

第28条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、いつでも、必要な監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(指示)

第29条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し必要な措置を講ずるよう文書により指示することができる。

一 販売商品等の量目、品質、規格及び価格等が社会経済事情の変化その他の事由により適切でなくなったとき

二 営業に関し、お客様の利便を確保するために改善を要すると認められる事

項があったとき

三 前3条に規定する立入検査等、報告又は監査の結果、改善を要すると認められる事項があったとき

四 道路管理者から甲に対し道路管理上必要な措置を講ずるよう指示があったとき

五 前各号のほか、この契約及びコンビニエンスストア営業規則等に違反していると認められる事項があったとき

2 乙は、前項による指示を受けたときは、ただちに、所要の措置を講ずるとともに、すみやかに、その旨を甲に文書により報告しなければならない。

(緊急事態についての措置)

第30条 乙は、交通事故その他道路上において発生した緊急事態を知ったときは、ただちに、警察署、消防署及び道路管理者に対する連絡その他の適切な措置を講ずるとともに、甲に対してその旨を報告しなければならない。

2 乙は、お客様の利便の確保に影響を及ぼすような本件建物の損傷その他の事態が発生したときは、ただちに、適切な措置を講ずるとともに、甲に対しその旨を連絡しなければならない。この場合において、乙は、事後、すみやかに、文書によりその詳細を甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第31条 乙は、消防署、保健所等による検査等があった場合には、甲に対し、すみやかに報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第32条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続完了後、すみやかに、文書により甲に報告しなければならない。

一 商号を変更しようとする場合

二 他の会社と合併しようとする場合

三 資本を減少しようとする場合

四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに、文書により報告しなければならない。

一 代表者に変更があった場合

二 本店所在地を変更した場合

三 定款を変更した場合

#### 四 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

##### (営業の休止)

第33条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めるときは、乙に対して営業を休止させることができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

2 乙は、やむを得ない事由により営業の全部又は一部を休止する場合は、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合又は法令の規定に基づき行政庁から営業の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、臨時に乙以外の者に営業を行わせることができる。

4 第1項及び第2項の場合における賃料の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

##### (解除)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちに、この契約を解除することができる。

一 乙が本件建物を使用目的以外に使用したとき

二 乙が仮差押、仮処分、強制執行、銀行取引停止処分等を受けたとき

三 破産、特別清算、会社整理、会社更生、民事再生の申し立てがあったとき

四 乙が営業に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、又は行政庁から許可等を取り消されたとき

五 乙が第8条第2項に規定する営業時間を甲の許諾なく短縮したとき

六 乙が賃料を納付しないとき

七 乙が敷金を預託しないとき

八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき

九 名称のいかなを問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

十 乙が第25条に規定する禁止行為をしたとき

十一 乙が株式会社でなくなったとき

十二 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

十三 前各号に掲げるもののほか、この契約の定めに違反するなどして、乙に本件建物の使用を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

( 本件建物の明渡し )

第 3 5 条 本契約の満了、又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに本件建物を甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき本件建物を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

3 本契約が終了したにもかかわらず本件建物内に残置された物件があるときは、乙が所有権を放棄し甲に無償で譲渡した物件とみなし、甲はこれを任意に撤去、廃棄、第三者への譲渡その他処分をすることができる。この場合、撤去、廃棄のための処分の費用がかかったときは乙の負担とする。

( 違約金 )

第 3 6 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

一 第 3 4 条第一号から第六号及び第八号から第十三号の規定によりこの契約が解除された場合は、固定賃料の 2 倍に相当する額

二 第 3 4 条第七号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき敷金の 2 分の 1 に相当する額

三 前各号のほか、乙がこの契約に違反した場合は、固定賃料の 2 倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

( 遅延損害金 )

第 3 7 条 乙は、賃料、敷金、違約金等この契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年利 1 4 . 6 % の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

( 明渡し遅延に伴う損害賠償 )

第 3 8 条 乙は、第 3 5 条の規定に基づく本件建物の明け渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明け渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均固定賃料を乗じて得た額の 3 倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

( 賃貸借終了の通知 )

第39条 甲は、期間の満了によって本件建物の明け渡しを求めようとするときは、期間満了の1年前から6か月前までの間に、乙に対し、期間の満了により本件賃貸借が終了する旨を書面で通知しなければならない。

(各種情報の報告)

第40条 乙は、本件建物の営業により得られた各種情報について、甲が別途定めるところにより報告しなければならない。

(裁判管轄)

第41条 甲及び乙は、この契約に定める権利義務に関し、訴訟を提起するときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第42条 この契約並びにコンビニエンスストア営業規則の解釈について疑義が生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都文京区小石川1丁目4番1号  
財団法人 道路サービス機構  
理事長 久保 博 資

乙

**定期建物賃貸借契約書**  
**【（財）道路サービス機構】**

# 営業委託契約書

[ サービスエリア(り線)レストラン ]



# 営業委託契約書

## 1 契約の名称

自動車道 サービスエリア(り線)レストラン営業委託契約

## 2 委託営業の内容

- 一 調理加工した料理品及び喫茶品の販売
- 二 ファクシミリ、コインシャワーその他お客様の利便に供する設備・機器等の提供
- 三 弁当類、スナック類、飲料・氷菓類、食用・非食用土産品、菓子類、雑貨類、青果・鮮魚類、たばこ、テレホンカード、新聞、書籍・雑誌類、チケット、宝くじ、通行券その他お客様の利便に供するものの販売  
ただし、酒類の販売は除く

## 3 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ただし、道路管理者から営業施設の所在する敷地の明け渡しの通知を受けたときは、その期日までとする。

## 4 営業施設(営業の用に供する建物並びにその付帯施設をいう。)

### (1) 建物

所在地

種類・構造 (別添図面のとおりに)

### (2) 付帯施設

建物の機能を全うするために必要な電気・給排水施設等

## 5 営業料(月額)

月間営業料対象売上額に % (ただし、たばこ %、新聞 %、

雑誌 %、チケット %、テレホンカード %、宝くじ %)の  
営業料率を乗じて得た額とする。

ただし、この合計額が月額金 千円（以下「基本月額」という。）に満  
たないときは、基本月額とする。

上記の営業の委託に関し、財団法人ハイウェイ交流センター（以下「甲」と  
いう。）と （以下「乙」という。）とは、  
次のとおり契約を締結する。

（営業の委託）

第 1 条 甲は、頭書の営業施設（以下「営業施設」という。）において、頭書  
の営業（以下「営業」という。）を行うことを乙に委託し、乙は、これを受託  
する。

（この契約の基本原則）

第 2 条 甲は、営業施設における営業がお客様の利便を図ることを目的とする  
高度に公共性を有するものであることに鑑み、乙がこの目的に適合する営業を  
行い得る能力と資力・信用を有するとの信頼に基づいてこの契約を締結するも  
のであり、乙は、この趣旨を十分に理解して、常にお客様に対する快適なサー  
ビスの提供その他この営業の目的を達成することに努めるものとする。

2 乙は、営業施設の所在する頭書のエリアが道路管理上重要な機能を有してい  
ることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するも  
のとする。

（法令等の遵守）

第 3 条 乙は、この契約の履行にあたっては、法令を遵守するほか、レストラ  
ン営業規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保  
するための指示に従わなければならない。

( 営業施設の使用 )

第 4 条 乙は、営業施設を営業を行うためのみに使用し、事由のいかんを問わずその他の目的に使用してはならない。

2 乙は、営業施設の使用がこの契約に基づく営業を行うためにのみ認められたものであり、これと別個独立の使用契約関係に基づくものでないことを確認する。

( 監督員 )

第 5 条 甲は、乙の委託営業の履行について、第 29 条に定める指示をし、かつ乙の営業を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。  
また、監督員等を変更したときも同様とする。

( 営業開始日・営業時間 )

第 6 条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は、毎日午前 時から午後 時までとする。

ただし、乙は、お客様の利便を図るため、パーキングエリアの利用状況に応じて、適宜営業の開始時刻を繰り上げ、又は終了時刻を繰り下げることができるものとする。

3 前項本文に定める営業時間が不相当となったと甲が認めたときは、これを変更することができる。

( 提供・販売商品の要件 )

第 7 条 乙が、提供・販売する商品は、乙の自己責任において選定・販売等を行うものとし、次の各号の要件をみたすものでなければならない。

- 一 お客様の利便をみだし、一般的嗜好に合うものであること
- 二 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること
- 三 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触しないもの及びその他危険がないものであること

四 商標登録、特許、実用新案等関係法令に抵触しないものであること

五 価格と内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること

2 乙は、前項に定める商品を提供・販売したときは、甲が別途定めるところに従い、報告しなければならない。変更、一時中止若しくは取りやめたときも同様とする。

(設備・機器等の提供に伴う届出)

第 8 条 乙は、ファクシミリその他の設備・機器等の提供をしようとするときは、その料金等について、甲が別途定めるところに従い、あらかじめ届出なければならない。変更、一時中止若しくは取りやめをしようとするときも同様とする。

(価格の明示)

第 9 条 乙は、販売商品等について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

(営業料の額)

第 10 条 頭書の営業料の額は、第 15 条の規定により乙が提出する売上高報告書に基づき、月間営業料対象売上額に頭書の営業料率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した営業料の額が頭書の基本月額に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、当該基本月額をもってその月の営業料の額とする。

3 月の途中で営業を開始し、又は終了した場合におけるその月の基本月額は、頭書の基本月額をその月の営業日数をもって日割計算した額とし、第 1 項の規定により算出した営業料の額がこの基本月額に満たないときは、前項の例による。

4 甲は、営業施設に係る修繕費、火災保険料、営業施設に賦課される公租公課

その他甲の要する費用が増加したとき、又は甲が営業施設を改良若しくは増築（以下「改良等」という。）するときは、頭書の基本月額を増額することができる。

（営業料及び営業料に係る消費税額の納付）

第11条 乙は、第15条の規定により甲に提出する売上高報告書に基づいて算出した毎月の営業料及び営業料に係る消費税額を、翌月の15日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

（営業料率の改定）

第12条 甲は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、そのときの営業料率を乙と協議して改定することができる。

一 頭書の営業施設の老朽に伴う建替え又は大規模な改良若しくは増築（以下「改良等」という）をし、そのためそのときの営業料率が著しく不相当であると甲が認めたとき

二 乙の売上高又は営業に要する費用が増減し、そのためそのときの営業料率が著しく不相当であると甲が認めたとき

2 前項第一号の規定により改定するときは、営業施設の改良等の完了のときから1年を経過したとき以降とする

（保証金）

第13条 乙は、保証金として金 円を、この契約締結の日から14日以内に、甲の指定する銀行の口座に振込んで預託しなければならない。

2 前項の保証金の改定月は、平成 年5月とし、以後3年ごとに改定するものとする。この場合における保証金の額は、改定月の前年の4月1日から12か月間の月平均営業料の3か月分相当額とする。

- 3 保証金の額が改定された場合において、すでに預託した保証金の額との間に差異が生じたときは、甲又は乙は、遅滞なくこれを精算しなければならない。
- 4 乙が営業料の支払を遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、甲は、既納の保証金をもってその弁済に充当できるものとする。ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。
- 5 乙は、甲が前項の規定に基づき保証金をもって債務の弁済に充当した結果、保証金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に補てんしなければならない。
- 6 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解約若しくは解除された場合において、乙が営業施設を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受理した日から30日以内に保証金を乙に返還するものとする。
- 7 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 8 甲は、保証金に利息をつけないものとする。

(建設協力金)

第14条 乙は、この契約の締結に伴い別途同時に締結する金銭消費貸借契約に定めるところにより、建設協力金を甲に預託するものとする。

- 2 甲が営業施設の改良等を行う場合も、乙は、甲に建設協力金を別途預託するものとする。

(営業報告)

第15条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月の10日までに、また営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に、それぞれ甲に提出しなければならない。

( 会計記録 )

第 16 条 乙は、乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から 2 週間以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書（営業報告書に上位七名以上の大株主及びその持株数の記載のない場合は、これを記載した書面を添付するものとする。）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、この契約に基づく営業に関するすべての会計帳簿その他証ひょう（以下「会計記録」という。）を、当該営業以外のものと区別して整備保存しなければならない。

3 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示又は提出を甲から求められたときは、ただちに、これに応じなければならない。

( 営業施設の管理及び点検 )

第 17 条 乙は、営業施設（道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。）を自己の負担において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、乙が管理する営業施設及び営業のために使用する設備、機器、什器備品について常に点検整備を行うとともに、その衛生の保全に努めなければならない。

3 乙は、前項の規定による点検整備、衛生の保全のために、お客様の利便の確保に影響を及ぼすおそれのある場合は、その日時、方法等について、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定に違反したことにより第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

( 免責事項 )

第 18 条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事

由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

( 営業施設の修繕 )

第 19 条 営業施設の修繕は、次の区分に従って、甲又は乙がそれぞれ自己の負担において行う。

甲が行うもの

(一) 自然的損耗の修繕

(二) 天災地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた著しい破損又は故障の修繕

乙が行うもの

上記以外の修繕 ( 道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。 )

2 乙は、前項の修繕を行おうとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

( 共用付帯施設の費用負担 )

第 20 条 乙は、甲が別途通知した場合は、甲が指定したときから、道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設の維持管理に要する費用について、乙の消費電力量又は使用水量の割合に応じて甲の請求に基づき甲に支払うものとする。

( 光熱水費等の費用負担 )

第 21 条 乙は、営業施設の管理に要する水道料、電気料、燃料代、電話代、清掃費、その他の費用を負担するものとする。ただし、電気料及び水道料の負担方法については甲乙別途協議するものとする。

( 保健衛生 )

第 22 条 乙は、関係法令に基づき常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。



(店名の表示・広告類の掲出)

第23条 乙は、営業施設の内外を問わず、店名及び会社名の表示又は自己若しくは第三者の広告類を掲出しようとするときは、掲出の場所、方法、規格等について、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

(営業施設の改良等)

第24条 甲は、営業施設の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について乙と協議するものとする。

2 乙は、乙が甲の承認を得て設置した設備、機器及び備品を改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、老朽化等による取り替えで、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により、甲あて報告するものとする。

(禁止事項)

第25条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく営業を第三者に行わせること

ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない

二 営業施設(造作を含む)の原状を変更すること

ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない

(立入検査等)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、営業施設内に立入り、乙の管理する営業施設、営業のために使用する設備、機器、什器備品の管理及び衛生の保全状況、食品の衛生状況及び販売商品等の品質の状況並びにお客様の利便の確保のために必要な事項について、調査又は検査をすることができる。この場合、

乙は、これに応じなければならない。

2 乙は、道路管理者が営業施設について、調査等を行うときは、甲の指示に従いこれに協力しなければならない。

(報告)

第27条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、乙に対し、いつでも、必要な事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(監査)

第28条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、いつでも、必要な監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(指示)

第29条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し必要な措置を講じるよう文書により指示することができる。

- 一 販売商品等の量目、品質、規格及び価格等が社会経済事情の変化その他の事由により適切でなくなったとき
- 二 営業に関し、お客様の利便を確保するために改善を要すると認められる事項があったとき
- 三 前3条に規定する立入検査等、報告又は監査の結果、改善を要すると認められる事項があったとき
- 四 道路管理者から甲に対し道路管理上必要な措置を講じるよう指示があったとき
- 五 前各号のほか、この契約及びレストラン営業規則等に違反していると認められる事項があったとき

2 乙は、前項による指示を受けたときは、ただちに、所要の措置を講じるとともに、すみやかに、その旨を甲に文書により報告しなければならない。

(緊急事態についての措置)

第30条 乙は、交通事故その他道路上において発生した緊急事態を知ったときは、ただちに、警察・消防署及び道路管理者に対する連絡その他の適切な措置を講じるとともに、甲に対してその旨を報告しなければならない。

2 乙は、お客様の利便の確保に影響を及ぼすような営業施設の損傷その他の事態が発生したときは、ただちに、適切な措置を講じるとともに、甲に対しその旨を連絡しなければならない。この場合において、乙は、事後、すみやかに、文書によりその詳細を甲に報告しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第31条 乙は、消防署、保健所等による検査等があった場合には、甲に対し、すみやかに文書によりその詳細を報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第32条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続完了後、すみやかに、文書により甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに、文書により報告しなければならない。

- 一 代表者の変更があった場合
- 二 本店所在地を変更した場合

### 三 定款を変更した場合

#### 四 この契約に基づく営業に関する乙の組織に変更があった場合

- 3 乙は、連帯保証人について第1項各号及び前項第一号から第三号の各号の一に該当する事実が生じた場合は、甲に対し、遅滞なく文書によりその旨を報告しなければならない。

#### (営業の休止)

第33条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めるときは、乙に対して営業を休止させることができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

- 2 乙は、やむを得ない事由により営業の全部又は一部を休止する場合は、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

- 3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合又は法令の規定に基づき行政庁から営業の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、臨時に乙以外の者に営業を行わせることができる。

- 4 第1項及び第2項の場合における営業料の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

#### (解約)

第34条 甲又は乙が自己の都合によりこの契約を解約しようとするときは、6か月前までに相手方に対しその旨を文書により通知しなければならない。

- 2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地の全部又は一部の明け渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

#### (解除)

第35条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちに、この契約を解除することができる。

- 一 乙が営業施設を営業以外の目的に使用したとき
- 二 乙が銀行取引停止処分を受けるなど、経営・財産状態が悪化したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 三 乙が営業に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、又は行政庁から許可等を取り消されたとき
- 四 乙が第6条第2項に規定する営業時間を甲の承諾なく短縮したとき
- 五 乙が営業料を納付しないとき
- 六 乙が保証金を預託しないとき
- 七 乙が建設協力金を預託しないとき
- 八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき
- 九 名称のいかんを問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十 乙が第25条に規定する禁止行為をしたとき
- 十一 乙が株式会社でなくなったとき
- 十二 乙が払込資本金を5千万円未満に減資したとき
- 十三 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十四 前各号に掲げるもののほか、この契約の定め違反するなどして、乙に営業を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

( 営業施設の明け渡し )

第36条 乙は、この契約が期間の満了、解約又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに営業施設（道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。以下本条及び第39条において同じ。）を甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき営業施設を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。

ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

(違約金)

第37条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。

ただし、この場合において、甲に違約金の額を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

一 第35条第一号から第四号及び第九号から第十四号の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された日の属する月の前月の営業料の2倍に相当する額

二 第35条第五号の規定によりこの契約が解除された場合は、納付すべき営業料の2倍に相当する額

三 第35条第六号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき保証金の2分の1に相当する額

四 第35条第七号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき建設協力金の10%に相当する額

五 第35条第八号の規定によりこの契約が解除された場合は、当該月の納付すべき営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

六 前各号のほか、乙がこの契約に違反した場合は、その事実が発生した日の属する月又は甲がその事実を知った日の属する月の営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

(遅延損害金)

第38条 乙は、営業料、保証金、建設協力金、違約金等この契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(明け渡し遅延に伴う損害賠償)

第39条 乙は、第36条第1項の規定に基づく営業施設の明け渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明け渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均営業料を乗じて得た額の3倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第40条 乙は、この契約を更新しようとするときは、期間満了の6か月前までに甲に対し文書によりその旨を申し出るとともに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、期間満了の3か月前までに甲が何らかの意思表示をしないときは、この契約は同一条件をもって3年間更新されるものとする。

- 一 直前の事業年度の法人税納税証明書
- 二 最近の商業登記簿謄本
- 三 その他甲が必要と認めた書類

2 前項の場合において、甲が乙のこの契約に定める営業の履行状況その他の事由により、この契約を継続することが相当でないと認めるときは、甲は、前項の期限までに、乙に対し文書によりその旨を通知して、この契約を終了させることができる。

(連帯保証人)

第41条 連帯保証人は、この契約に基づく乙の一切の金銭債務について、乙と

連帯してその履行の責を負うものとする。

2 乙は、連帯保証人を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、連帯保証人が不適當であると認めるときは、いつでも、乙に対しその変更又は連帯保証人の追加を求めることができる。

(裁判管轄)

第42条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約に定める権利義務に関し、訴訟を提起するときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第43条 この契約並びにレストラン営業規則の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。



上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印のうえ  
甲・乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区西神田3 - 8 - 1  
財団法人 ハイウェイ交流センター  
理 事 長 山 下 宣 博

乙

連帯保証人

**ハイウェイショップ業務委託契約書**  
**【（財）ハイウェイ交流センター】**

# 業 務 委 託 契 約 書

[ パーキングエリア(り線)ハイウェイショップ ]

# 業 務 委 託 契 約 書

## 1 契約の名称

自動車道 パーキングエリア（り線）ハイウェイショップ業務委託契約

## 2 委託業務の内容

### （１）委託営業

- 一 調理加工した料理品及び喫茶品の販売
- 二 ファクシミリ、その他お客様の利便に供する設備・機器等の提供
- 三 弁当類、スナック類、飲料・氷菓類、食用・非食用土産品、菓子類、  
雑貨類、青果・鮮魚類、たばこ、テレホンカード、新聞、書籍・雑誌類、  
チケット、宝くじ、通行券その他お客様の利便に供するものの販売  
ただし、酒類の販売は除く

### （２）道路管理業務への協力

- 一 異常事態発生時の現場管理に関すること
- 二 冬期の雪氷対策に関すること
- 三 気象情報、交通情報等の伝達に関すること
- 四 道路案内等に関すること
- 五 その他お客様の利便に関すること

## 3 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ただし、道路管理者から営業施設の所在する敷地の明け渡しの通知を受けたときは、その期日までとする。

## 4 営業施設（営業の用に供する建物並びにその付帯施設をいう。）

### （１）建 物

所 在 地

種 類 ・ 構 造

（別添図面のとおり）

### （２）付帯施設

建物の機能を全うするために必要な電気・給排水施設等

## 5 営業料（月額）

月間営業料対象売上額に %（ただし、たばこ %、新聞 %、  
雑誌 %、チケット %、テレホンカード %、宝くじ %、その他の販売商品  
については、別途定めるところによる。）の営業料率を乗じて得た額とする。

上記の業務の委託に関し、財団法人ハイウェイ交流センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

## 第 1 章 総 則

### （業務の委託）

第 1 条 甲は、頭書の業務（以下「業務」という。）を、頭書の契約期間において行うことを乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 甲は、乙が業務を行うために、頭書の営業施設（以下「営業施設」という。）を乙が使用することを認める。

### （この契約の基本原則）

第 2 条 甲は、営業施設における業務が高速道路又は有料道路を利用されるお客様の利便を図ることを目的とする高度に公共性を有するものであることに鑑み、乙がこの目的に適合する業務を行い得る能力と資力、信用を有するとの信頼に基づいてこの契約を締結するものであり、乙は、この趣旨を十分に理解して、常にお客様に対する快適なサービスの提供その他この業務の目的を達成することに努めるものとする。

### （法令等の遵守）

第 3 条 乙は、この契約の履行にあたっては、食品衛生法その他の法令を遵守するほか、ハイウェイショップ業務規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保するために与えた指示に従わなければならない。

### （営業施設の使用）

第 4 条 乙は、営業施設を業務を行うためのみに使用し、事由のいかんを問わずその他の目的に使用してはならない。

2 乙は、営業施設の使用がこの契約に基づく業務を行うためのみに認められたものであり、これと別個独立の使用契約関係に基づくものでないことを確認する。

### （監督員）

第 5 条 甲は、乙の委託業務の履行について、第 27 条に定める指示をし、かつ乙の業務を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。又、監督員等を変更したときも同様とする。

## 第 2 章 委託営業

( 営業開始日・営業時間 )

第 6 条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は、毎日午前 時から午後 時までとする。

ただし、乙は、お客様の利便を図るため、パーキングエリアの利用状況に応じて、適宜営業の開始時刻を繰り上げ、又は終了時刻を繰り下げることができるものとする。

3 前項本文に定める営業時間が不相当となったと甲が認めたときは、これを変更することができる。

( 販売商品の要件 )

第 7 条 乙が販売する商品及び提供する設備・機器(以下「販売商品等」という。)は、次の各号の要件をみたすものでなければならない。

一 お客様の利便をみだし、一般的嗜好に合うものであること

二 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること

三 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触しないもの及びその他危険がないものであること

四 商標登録、特許、実用新案等関係法令に抵触しないものであること

五 価格、内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること

2 乙は、前項に定める商品を提供、販売したときは、甲が別途定めるところに従い、報告しなければならない。変更、一時中止若しくは取りやめたときも同様とする。

( 設備・機器等の提供に伴う届出 )

第 8 条 乙は、ファクシミリ、その他の設備・機器等の提供をしようとするときは、その料金等について、甲が別途定めるところに従い、あらかじめ届出なければならない。変更、一時中止若しくは取りやめをしようとするときも同様とする。

( 価格の明示 )

第 9 条 乙は、販売商品等について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

( 営業料の額 )

第 10 条 頭書の営業料の額は、第 15 条の規定により乙が提出する売上高報告書に基づき月間営業料対象売上額に頭書の営業料率を乗じて得た額とする。

( 営業料及び営業料に係る消費税額の納付 )

第 1 1 条 乙は、第 1 5 条の規定により甲に提出する売上高報告書に基づいて算出した毎月の営業料及び営業料に係る消費税額を、翌月の 1 5 日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

( 営業料率の改定 )

第 1 2 条 甲は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その時の営業料率を乙と協議して改定することができる。

一 甲の営業施設に係る占用料、修繕費、火災保険料、公租公課その他甲の負担する費用が増加し、そのためその時の営業料率が不相当であると甲が認めたとき

二 頭書の営業施設の老朽に伴う建替え又は大規模な改良若しくは増築 ( 以下「改良等」という ) をし、そのためその時の営業料率が不相当であると甲が認めたとき

三 乙の売上高又は営業に要する費用が増減し、そのためその時の営業料率が著しく不相当であると甲が認めたとき

2 前項の規定により営業料率を改定する時期は、次の各号によるものとする。

一 この契約が更新されるとき

二 前項第二号の規定により改定するときは、営業施設の改良等の完了の時から 1 年を経過した時以降とする。

( 保証金 )

第 1 3 条 乙は、保証金として金 円を、この契約締結の日から 1 4 日以内に、甲の指定する銀行の口座に振込んで預託しなければならない。

2 前項の保証金の改定月は、平成 1 3 年 5 月とし、以後 3 年ごとに改定するものとする。この場合における保証金の額は、改定月の前年の 4 月 1 日から 1 2 か月間の月平均営業料の 3 か月分相当額とする。

3 保証金の額が改定された場合において、すでに預託した保証金の額との間に差異が生じたときは、甲又は乙は、遅滞なくこれを精算しなければならない。

4 乙が営業料の支払を遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、甲は、既納の保証金をもってその弁済に充当できるものとする。ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。

5 乙は、甲が前項の規定に基づき保証金をもって債務の弁済に充当した結果、保証金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から 1 0 日以内に補てんしなければならない。

- 6 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解約若しくは解除された場合において、乙が営業施設を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受理した日から30日以内に保証金を乙に返還するものとする。
- 7 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 8 甲は、保証金に利息をつけないものとする。

(建設協力金)

第14条 乙は、この契約の締結に伴い別途同時に締結する金銭消費貸借契約に定めるところにより、建設協力金を甲に預託するものとする。

- 2 甲が営業施設の改良等を行う場合も、乙は、甲に建設協力金を別途預託するものとする。

(営業報告)

第15条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月の10日までに、又、営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に、それぞれ甲に提出しなければならない。

(会計記録)

第16条 乙は、乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書(営業報告書に上位7名以上の大株主及びその持株数の記載のない場合は、これを記載した書面を添付するものとする。)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、この契約に基づく営業に関するすべての会計帳簿その他の証ひょう(以下「会計記録」という。)を当該営業以外のものと区別して整備保存しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示又は提出を甲から求められたときは、ただちに、これに応じなければならない。

(営業施設の管理及び点検)

第17条 乙は、営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。)を自己の負担において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、乙が管理する営業施設及び営業のために使用する設備、機器、什器備品について常に点検整備を行うとともに、その衛生の保全に努めなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による点検整備、衛生の保全のために、お客様の利便の確保に影響を及ぼすおそれのある場合は、その日時、方法等について、あらかじめ、甲と協議しなければならない。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定に違反したことにより第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。



( 営業施設の修繕 )

第 18 条 営業施設の修繕は、次の区分に従って、甲又は乙がそれぞれ自己の負担において行う。

甲が行うもの

(一) 自然的損耗の修繕

(二) 天災地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた著しい破損又は故障の修繕

乙が行うもの

上記以外の修繕 ( 道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く )

2 乙は、前項の修繕を行おうとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

( 共用付帯施設の費用負担 )

第 19 条 乙は、甲が別途通知した場合は、甲が指定した時から、道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設の維持管理に要する費用について、乙の消費電力量又は使用水量の割合に応じて甲の請求に基づき甲に支払うものとする。

( 光熱水費等の費用負担 )

第 20 条 乙は、営業施設の管理に要する水道料、電気料、燃料代、電話代、清掃費、その他の費用を負担するものとする。ただし、電気料及び水道料の負担方法については甲乙別途協議するものとする。

( 保健衛生 )

第 21 条 乙は、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

( 店名の表示・広告類の掲出 )

第 22 条 乙は、営業施設の内外を問わず、店名の表示又は自己若しくは第三者の広告類を掲出しようとするときは、掲出の場所、方法、規格等について、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

( 営業施設の改良等 )

第 23 条 甲は、営業施設の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について、乙と協議するものとする。

2 乙は、乙が甲の承認を得て設置した設備、機器及び備品を改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、老朽化等による取り替えで、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により、甲あて報告するものとする。

( 立入検査等 )

第 24 条 甲は、必要があると認めるときは、営業施設内に立ち入り、乙の管理す

る営業施設、営業のために使用する設備、機器、什器備品の管理、衛生の保全状況、従業員の保健衛生状況並びにお客様の利便の確保のために必要な事項について調査又は検査をすることができる。この場合、乙は、これに応じなければならない。

2 乙は、道路管理者が営業施設について、調査等を行うときは、甲の指示に従いこれに協力しなければならない。

(報告)

第25条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、乙に対し、いつでも、必要な事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(監査)

第26条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、いつでも、必要な監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(指示)

第27条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し必要な措置を講じるよう指示することができる。

一 販売商品等の量目、品質、規格及び価格等が社会経済事情の変化その他の事由により適切でなくなったとき。

二 業務に関し、お客様の利便を確保するために改善を要すると認められる事項があったとき。

三 前3条に規定する立入検査、報告又は監査の結果、改善を要すると認められる事項があったとき。

四 道路管理者から甲に対し道路管理上必要な措置を講じるよう指示があったとき。

五 前各号のほか、この契約及びハイウェイショップ業務規則等に違反していると認められる事項があったとき。

2 乙は、前項による指示を受けたときは、ただちに、所要の措置を講じるとともに、すみやかに、その旨を甲に報告しなければならない。

(緊急事態についての措置)

第28条 乙は、お客様の利便の確保に影響を及ぼすような営業施設の損傷その他の事態が発生したときは、ただちに、適切な措置を講じるとともに、甲に対しその旨を連絡しなければならない。この場合において、乙は、事後、すみやかに、文書によりその詳細を甲に報告しなければならない。

( 行政庁による検査等の結果報告 )

第 29 条 乙は、消防署、保健所等による検査等があった場合には、甲に対し、すみやかに文書によりその詳細を報告しなければならない。

( 営業の休止 )

第 30 条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めたときは、乙に対して営業を休止させることができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

2 乙は、やむを得ない事由により営業を休止する場合は、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合又は法令の規定に基づき行政庁から業務の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、臨時に乙以外の者に営業を行わせることができる。

4 第 1 項及び第 2 項の場合における営業料の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

( 営業施設の滅失 )

第 31 条 天災地変その他の不可抗力又は甲乙双方の責に帰すことのできない事由により営業施設が滅失し、乙がこの契約に基づく営業を行うことができなくなったときは、甲は相当の期間内に当該営業施設の建替えをするか否かを決定するものとする。

2 前項の場合において、甲が営業施設の建替えを決定したときは、当該営業施設において乙が営業を行うことができるようになるまでの間、甲は仮設営業施設における営業その他の態様による営業を乙に行わせることができる。この場合の営業の内容、営業時間、営業料率その他必要な条件については、この契約の定めにかかわらず、甲乙協議して定めるものとする。

3 第 1 項の場合において、甲が営業施設の建替えをしないことを決定したときは、この契約はその時に終了する。

### 第 3 章 道路管理業務への協力

( 道路管理業務への協力 )

第 32 条 パーキングエリアは単にお客様のための休憩場所としてだけでなく、異常事態発生時の現場管理基地、冬期の雪氷対策基地、情報提供及び道路案内等の場所となるなど道路の管理上極めて重要な機能を課せられた場所であることに

鑑み、乙は道路管理者及び甲と緊密な連携をとり、パーキングエリアにおいて、次条以下に定めるところにより道路管理業務に協力するものとする。

(異常気象等の場合)

第33条 乙は、異常気象等の発生時においては、次の各項により対応するものとする。

2 道路管理者又は甲からの連絡若しくはテレビ、ラジオその他の手段により、大規模地震警戒宣言、大雨警報、大雪警報、暴風警報、津波警報、洪水警報、又は濃霧注意報等(以下これらを総称して「気象警報」という。)が発せられたことを知ったときは、すみやかにその内容を情報板に掲示するなどしてお客様へ伝達すること。又、気象警報が解除されたことを知ったときも同様とする。

3 気象警報により重大な災害の起こる恐れがある旨の通報を道路管理者又は甲から受けたときは、次の措置を講じること。

一 パーキングエリア内の各施設(営業施設、お手洗い、高架水槽、受水槽、その他道路管理者が設置した付帯施設を含む。以下この章において同じ)の点検及び道路管理者又は甲への報告

二 炊出しのために必要な食材、飲料水、燃料等の点検及び確保

三 救急用品及び毛布その他お客様への提供を必要と認められるものの点検及び確保

四 携帯電話機等の通信機器及び通信要員その他必要な要員の確保

4 災害が発生したときは、次の措置を講じること。

一 パーキングエリア及びその周辺の駐車台数、お客様の人数及び各施設の状況等の把握と、道路管理者及び甲へのすみやかな連絡

二 パーキングエリアのお客様の避難誘導

三 急病人又は負傷者の救護及び応急処置、並びに道路管理者、甲及び消防署等へのすみやかな連絡

四 道路管理者又は甲の指示に基づくパーキングエリア内の避難者等に対する炊出し及び救急用品等の提供

(交通事故等の場合)

第34条 乙は、パーキングエリア内又はその周辺において、交通事故及び負傷者がでたときは、前条第4項第三号に準じて対応するものとする。

(犯罪発生の場合)

第35条 乙は、パーキングエリア内又はその周辺において犯罪が発生したときは、次の各項により対応するものとする。

2 犯罪を発見したとき、又はお客様からの通報を受けたときは、その状況等を把

握し、道路管理者、甲、警察等の関係機関へただちに連絡すること。

- 3 犯罪の捜査等が行われるときは、道路管理者及び甲の指示に基づき協力すること。

(エリア閉鎖)

第36条 乙は、災害、交通事故、犯罪又は工事等を原因としてパーキングエリアが閉鎖されるときは、道路管理者及び甲の指示に基づき次の各項により対応するものとする。

- 2 道路管理者又は甲からパーキングエリアの閉鎖の連絡を受けたときは、すみやかにその原因、期間等の内容を情報板に掲示するなどして、お客様へ伝達すること。
- 3 パーキングエリアが閉鎖されたときは、甲の指示に基づき営業の継続、休止又は再開すること。

(情報提供)

第37条 乙は、高速道路等を利用するお客様の円滑・安全かつ快適な通行の確保のため、次の各項により道路情報の提供及びインターチェンジ周辺道路等の案内を行うものとする。

- 2 道路管理者から交通渋滞、通行止等通行規制に関する道路情報の連絡を受けたときは、すみやかにその内容を情報板に掲示するなどしてお客様へ伝達すること。
- 3 お客様から問い合わせがあった場合、高速道路等の路線案内、パーキングエリア内の案内、インターチェンジ周辺の道路及び観光地等の案内並びに通行料金の案内等を行うこと。

(連絡体制及び教育訓練)

第38条 乙は、道路管理業務への協力業務を常に円滑に遂行できるよう、道路管理者、甲、消防署、警察等関係機関と協議のうえ、相互の連絡体制を確立しておくとともに、パーキングエリアの従業員その他乙の関係者を対象として教育訓練を行うものとする。

## 第4章 雑 則

(免責事項)

第39条 甲は、天災地変その他の不可抗力又は甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を

負わない。

( 禁止事項 )

第 4 0 条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 営業施設（造作を含む）の原状を変更すること。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

( 通知及び報告の義務 )

第 4 1 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続完了後、すみやかに文書により甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに文書により報告しなければならない。

- 一 代表者の変更があった場合
- 二 本店所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合
- 四 この契約に基づく業務に関する乙の組織に変更があった場合

3 乙は、連帯保証人について第 1 項各号又は前項第一号から第三号の各号の一に該当する事実が生じた場合は、甲に対し、遅滞なく文書によりその旨を報告しなければならない。

( 解 約 )

第 4 2 条 甲又は乙が自己の都合によりこの契約を解約しようとするときは、6 か月前までに相手方に対しその旨を文書により通知しなければならない。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地の全部又は一部の明け渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

( 解 除 )

第 4 3 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 乙が営業施設を業務以外の目的に使用したとき
- 二 乙が銀行取引停止処分を受けるなど、経営・財産状態が悪化したと認められ

るに足りる相当の事由が生じたとき

三 乙が業務に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、行政庁から許可等を取り消されたとき

四 乙が第6条第2項に規定する営業時間を甲の承諾なく短縮したとき

五 乙が営業料を納付しないとき

六 乙が保証金を預託しないとき

七 乙が建設協力金を預託しないとき

八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき

九 名称のいかんを問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

十 乙が第40条に規定する禁止行為をしたとき

十一 乙が株式会社でなくなったとき

十二 乙が申込時における払込資本金を減資したとき

十三 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

十四 前各号に掲げるもののほか、この契約の定めに違反するなどして、乙に業務を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき  
(営業施設の明け渡し)

第44条 乙は、この契約が期間の満了、解約又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。以下本条及び第47条において同じ。)を甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき営業施設を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。

ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

(違約金)

第45条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

一 第43条第一号から第四号及び第九号から第十四号の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された日の属する月の前月の営業料の2倍に相当する額

二 第43条第五号の規定によりこの契約が解除された場合は、納付すべき営業料の2倍に相当する額

三 第43条第六号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき保証金の2分の1に相当する額

四 第43条第七号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき建設協力金の10%に相当する額

五 第43条第八号の規定によりこの契約が解除された場合は、当該月の納付すべき営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

六 前各号のほか、乙がこの契約に違反した場合は、その事実が発生した日に属する月又は甲がその事実を知った日の属する月の営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

(遅延損害金)

第46条 乙は、営業料、保証金、建設協力金、違約金等この契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(明け渡し遅延に伴う損害賠償)

第47条 乙は、第44条第1項の規定に基づく営業施設の明け渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明け渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均営業料を乗じて得た額の3倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第48条 乙は、この契約を更新しようとするときは、期間満了の6か月前までに甲に対し文書によりその旨を申し出るとともに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、期間満了の3か月前までに甲が何らの意思表示をしないときは、この契約は同一条件をもって3年間更新されるものとする。

一 直前の事業年度の法人税納税証明書

二 最近の商業登記簿謄本

三 その他甲が必要と認めた書類

2 前項の場合において、甲が乙のこの契約に定める業務の履行状況その他の事由により、この契約を継続することが相当でないと認めるときは、甲は、前項の期限までに、乙に対し、文書によりその旨を通知して、この契約を終了させることができる。

(連帯保証人)

第49条 連帯保証人は、この契約に基づく乙の一切の金銭債務について、乙と連



帯してその履行の責を負うものとする。

2 乙は、連帯保証人を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、連帯保証人が不適當であると認めたときは、いつでも乙に対しその変更又は連帯保証人の追加を求めることができる。

(裁判管轄)

第50条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約に定める権利義務に関し、訴訟を提起するときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第51条 この契約並びにハイウェイショップ業務規則の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印のうえ甲・乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区西神田3 - 8 - 1  
財団法人 ハイウェイ交流センター  
理事長 山下 宣博

乙

連帯保証人

**ガスターション営業委託契約書**  
**【（財）ハイウェイ交流センター】**

# 営業委託契約書

[ サービスエリア(り線)ガスステーション ]

# 営業委託契約書

## 1 契約の名称

自動車道 サービスエリア（ ー線 ）ガスステーション営業委託契約

## 2 委託営業の内容

石油製品等販売営業

自動車の燃料、油脂及び自動車用品を販売すること並びに役務を提供すること。

## 3 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

## 4 営業施設（営業の用に供する建物及びその付帯施設をいう。）

### （ 1 ）建 物

所 在 地

種類・構造

（別添図面のとおりに）

### （ 2 ）付帯施設

建物の機能を全うするために必要な電気・給排水施設等

## 5 営業料（月額）

月間営業料対象売上額に %（ただし、たばこ %、その他甲が別途定めた場合は、それによる。）の営業料率を乗じて得た額とする。

ただし、この合計額が月額金 万円（以下「基本月額」という。）に満たないときは、基本月額とする。

上記の営業の委託に関し、財団法人ハイウェイ交流センター（以下「甲」という。）と 株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

( 総 則 )

- 第 1 条 甲は、頭書の営業施設において、頭書の営業を行うことを乙に委託し、乙は、これを受託する。
- 2 乙は、営業施設の使用がこの契約に基づく営業を行うためにのみ認められたものであり、これと別個独立の使用契約関係に基づくものでないことを確認する。
- 3 乙は、頭書の営業施設が公共性を有するものであり、お客様の利便の確保を図ることを目的とするものであることを十分理解し、この契約の定めるところにより営業を行うものとする。
- 4 乙は、営業施設の所在する頭書のエリアが道路管理上重要な機能を有していることに鑑み、甲が別途定めるところに従い道路管理業務について協力するものとする。

( 法令等の遵守 )

- 第 2 条 乙は、この契約の履行にあたっては、法令を遵守するほか、ガスステーション営業規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保するための指示に従わなければならない。

( 監督員 )

- 第 3 条 甲は、乙の委託営業の履行について、第 26 条に定める指示をし、かつ乙の営業を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。また、監督員等を変更したときも同様とする。

( 営業開始日・営業時間 )

- 第 4 条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

- 2 営業時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

ただし、甲が必要と認めたときは、これを変更することができる。

( 提供・販売商品及び役務の要件 )

- 第 5 条 乙が提供・販売する商品及び役務は、乙の自己責任において選定・販売等を行うものとし、次の各号の要件をみたすものでなければならない。

- 一 お客様の利便をみだし、かつ、危険のないものであること
- 二 公の秩序、又は善良な風俗に反しないものであること
- 三 不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触しないものであること
- 四 商標登録、特許、実用新案等関係法令に抵触しないものであること
- 五 価格と内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること
- 六 自動車燃料販売価格の上限が定められている場合は、これを超えないものであること

七 自動車点検整備その他の役務を提供するときは、安全かつ完全に行うこと  
(提供・販売商品及び役務の報告)

第 6 条 乙は、販売しようとする燃料の品目及び価格並びに役務の内容及び価格について、甲が別途定めるところに従い、あらかじめ報告しなければならない。  
変更、一時中止若しくは取りやめをしようとするときも同様とする。

2 乙は、前項に定める販売商品等以外の商品を提供・販売したときは、甲が別途定めるところに従い、報告しなければならない。変更、一時中止若しくは取りやめたときも同様とする。

(価格の明示等)

第 7 条 乙は、提供・販売商品及び役務について、その価格を当該商品に表示し又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

2 役務を提供しようとするときは、お客様にその価格を提示し、あらかじめ了解を得なければならない。

(営業料の額)

第 8 条 頭書の営業料の額は、第 12 条第 1 項の規定により乙が提出する売上高報告書に基づき、月間営業料対象売上額に頭書の営業料率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した営業料の額が頭書の基本月額に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、当該基本月額をもってその月の営業料の額とする。

3 月の途中で営業を開始し、又は終了した場合におけるその月の基本月額は、頭書の基本月額をその月の営業日数をもって日割計算した額とし、第 1 項の規定により算出した営業料の額がこの基本月額に満たないときは、前項の例による。

4 甲は、営業施設に係る修繕費、火災保険料、営業施設に賦課される公租公課その他甲の要する費用が増加したとき、又は甲が営業施設を改良若しくは増築(以下「改良等」という。)するときは、頭書の基本月額を増額することができる。

(営業料及び営業料に係る消費税額の納付)

第 9 条 乙は、第 12 条第 1 項の規定により甲に提出する売上高報告書に基づいて算出した毎月の営業料及び営業料に係る消費税額を、翌月の 20 日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

(保証金)

第 10 条 乙は、保証金として金 円を、この契約締結の日から

14 日以内に、甲の指定する銀行の口座に振込んで預託しなければならない。

- 2 次回の保証金の改定月は、平成 年5月とし、以後3年ごとに改定するものとする。この場合における保証金の額は、改定月の前年の4月1日から12か月の月平均営業料の3か月分相当額とする。
- 3 保証金の額が改定された場合において、すでに預託した保証金の額との間に差異が生じたときは、甲又は乙は、遅滞なくこれを精算しなければならない。
- 4 乙が営業料の支払を遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、甲は、既納の保証金をもってその弁済に充当できるものとする。ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。
- 5 乙は、甲が前項の規定に基づき保証金をもって債務の弁済に充当した結果、保証金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に補てんしなければならない。
- 6 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解約若しくは解除された場合において、乙が営業施設を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受理した日から30日以内に保証金を乙に返還するものとする。
- 7 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 8 甲は、保証金に利息をつけないものとする。

(建設協力金)

第11条 乙は、この契約の締結に伴い、別途同時に締結する金銭消費貸借契約に定めるところにより、建設協力金を甲に預託するものとする。

- 2 甲が営業施設の改良等を行う場合も、乙は、甲に別途預託するものとする。

(営業報告等)

第12条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月10日までに、また営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結後すみやかに、それぞれ甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎事業年度の財務諸表を定時株主総会終結後すみやかに、甲に提出しなければならない。

(会計記録)

第13条 乙は、当該営業に関するすべての会計帳簿、会計書類その他の証ひょう(以下「会計記録」という。)を乙の経営する他の事業の会計記録と区別して整備し、これを保存しておかななければならない。

- 2 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示を甲から求められたときは、ただちに甲に提出しなければならない。

(保 守)

第14条 乙は、頭書の営業施設を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙が善良なる管理者の注意を怠ったため、甲及び第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害の一切を補償するものとする。

(免責事項)

第15条 甲は、天災地変その他の不可抗力及び甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(営業施設の維持及び修繕)

第16条 営業施設の維持又は修繕は、次の区分に従って、甲又は乙がそれぞれ自己の負担において行う。

甲が行うもの

- 一 自然的損耗の修繕
- 二 天災地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた著しい破損または故障の修繕

乙が行うもの

上記以外の維持及び修繕

- 2 乙は、前項の修繕を行おうとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。
- 3 道路管理者又は甲の所有する電気設備、給排水設備、ガス設備等で、道路管理者、甲及び乙が共用するものの維持修繕その他の管理に要する費用の負担については、それぞれ甲・乙協議して定める。

(光熱水費等の費用負担)

第17条 乙は、営業施設の管理に要する水道料、電気料、燃料代、電話代、清掃費、その他の費用を負担するものとする。ただし、電気料及び水道料の負担方法については甲乙別途協議するものとする。

(お客様の利便の確保等)

第18条 乙は、営業を行うにあたっては、お客様の利便の確保を旨とし、快適なサービスの提供に努めなければならない。

- 2 乙は、お客様に対するサービスについて従業員が迅速かつ親切にお客様に対応できるように常時教育訓練を行わなければならない。
- 3 乙は、営業行為によってお客様に迷惑又は損害を及ぼした場合は、すみやかに



誠意ある措置を講じなければならない。

(保健衛生)

第19条 乙は、関係法令に基づき常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(設備等の点検整備)

第20条 乙は、乙が管理する営業施設、営業用設備、器具及び什器備品について常時点検整備を行わなければならない。

2 前項による点検整備のために、お客様の利用に影響を及ぼすおそれのある場合においては、その日時、方法等について、あらかじめ甲に協議しなければならない。

(広告類の掲出)

第21条 乙は、営業施設の内外を問わず、広告類を掲出しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(営業施設の改良等)

第22条 甲は、営業施設の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について、乙と協議するものとする。

2 乙は、設備、機器及び備品を設置、改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、老朽化等による取り替えで、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により、甲あて報告するものとする。

(禁止事項)

第23条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業をいかなる方法又は名称によるかを問わず、第三者に行わせること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない

二 営業施設(造作物を含む。)の原状を変更すること  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない

(立入検査等)

第24条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めるときは、営業施設内に立入り、営業施設並びに器具備品の維持の状況、その他保健衛生の保全及びお客様の利便の確保のために必要と認める事項について調査することができる。この場合、乙は、これに応じなければならない。

2 甲は、定期又は随時に会計記録について監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求め

たときは、これに応じなければならない。

3 乙は、道路管理者の行う調査又は検査に協力しなければならない。

(営業にかかる事項の報告)

第25条 甲は、必要に応じて乙に対し、その営業にかかる事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(指示)

第26条 甲は、次に掲げる事項について、乙に必要な措置を講じるよう指示することができる。

一 販売品目又は価格が事情の変化により適正を欠くと認めたとき

二 サービスに関して、お客様の利便を確保するために改善を要すると認める事項があったとき

三 第24条の規定による立入検査等の結果、改善を要すると認める事項があったとき

四 道路管理者から道路の管理上、甲に対して必要な措置の指示があったとき

五 前各号のほか、この契約及びガスステーション営業規則等に違反していると認められる事項があったとき

2 乙は、前項各号による指示を受けたときは、ただちに所要の措置を講じ、すみやかにその措置及び結果について、甲に報告しなければならない。

(事故報告等)

第27条 乙は、天災地変等による営業施設の損傷その他お客様の利便の確保に影響のある事実が発生したときは、ただちに適切な措置を講じるとともに、すみやかにその詳細を甲に報告しなければならない。

(届出の義務)

第28条 乙は、乙又は連帯保証人に次の各号の一に該当する事実が生じたときは、甲に対し遅滞なくその旨を届出なければならない。

一 商号を変更したとき

二 他の会社と合併したとき

三 代表者の変更があったとき

四 定款を変更したとき

五 会社の組織を変更したとき

六 資本構成に重大な変更を生じたとき

七 本店の所在地を変更したとき

(営業の休止等)

第29条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知して、営業を休止させることができる。

この場合、営業料については、別途協議し定めるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により営業を休止しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合、又は、営業に関する法令の規定に基づき行政庁から営業の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、乙以外の者に営業を行わせることができる。

4 乙は、第2項による営業の休止又は停止の期間中においても、第8条の規定による営業料を甲に納付しなければならない。ただし、乙以外の者に営業を行わせる場合においては、第8条の規定により乙の納付すべき営業料から乙以外の者が行う期間に应ずる営業料を控除するものとする。

(解 約)

第30条 甲又は乙が、自己の都合によりこの契約を解約しようとするときは、6か月前までに相手方に対しその旨を文書により通知しなければならない。

2 甲は、道路管理者から営業施設の所在する敷地の全部又は一部の明け渡しの通知を受けたときは、いつでも、この契約を解約することができる。この場合、甲は乙に対し損害賠償の責を負わない。

(解 除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちにこの契約を解除することができる。

一 乙が営業施設を営業以外の目的に使用したとき

二 乙が銀行取引停止処分を受けるなど、経営・財産状態が悪化したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

三 乙が営業に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、又は行政庁から許可等を取り消されたとき

四 乙が第4条第2項に規定する営業時間を甲の承諾なく短縮したとき

五 乙が営業料を納付しないとき

六 乙が保証金を預託しないとき

七 乙が建設協力金を預託しないとき

八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき

九 名称のいかに問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

十 乙が第23条に規定する禁止行為をしたとき

十一 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

十二 前各号に掲げるもののほか、この契約の定めに違反するなどして、乙に営業を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき  
(営業施設の明け渡し)

第32条 乙は、この契約が期間の満了、解約又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに営業施設(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。以下本条及び第35条において同じ。)を甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき営業施設を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

(違約金)

第33条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

一 第31条第一号から第四号及び第九号から第十二号の規定によりこの契約が解除された場合は、解除された日の属する月の前月の営業料の2倍に相当する額

二 第31条第五号の規定によりこの契約が解除された場合は、納付すべき営業料の2倍に相当する額

三 第31条第六号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき保証金の2分の1に相当する額

四 第31条第七号の規定によりこの契約が解除された場合は、預託すべき建設協力金の10%に相当する額

五 第31条第八号の規定によりこの契約が解除された場合は、当該月の納付すべき営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

六 前各号のほか、乙がこの契約に違反した場合は、その事実の発生した日に属する月又は甲がその事実を知った日に属する月の営業料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

(遅延損害金)

第34条 乙は、営業料、保証金、建設協力金、違約金等この契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日か

ら支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(明け渡し遅延に伴う損害賠償)

第35条 乙は、第32条第1項の規定に基づく営業施設の明け渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明け渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均営業料を乗じて得た額の3倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第36条 乙は、この契約を更新しようとするときは、期間満了の6か月前までに甲に対し文書によりその旨を申し出るとともに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、期間満了の3か月前までに甲が何らかの意思表示をしないときは、この契約は同一条件をもって3年間更新されるものとする。

- 一 直前の事業年度の法人税納税証明書
- 二 最近の商業登記簿謄本
- 三 その他甲が必要と認めた書類

2 前項の場合において、甲が乙のこの契約に定める営業の履行状況その他の事由により、この契約を継続することが相当でないと認めるときは、甲は、前項の期限までに、乙に対し文書によりその旨を通知して、この契約を終了させることができる。

(連帯保証人)

第37条 連帯保証人は、この契約に基づく乙の一切の金銭債務について、乙と連帯してその履行の責を負うものとする。

- 2 乙は、連帯保証人を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、連帯保証人が不相当であると認めたときは、いつでも乙に対しその変更又は連帯保証人の追加を求めることができる。

(協議事項)

第38条 この契約並びにガスステーション営業規則の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印のうえ甲・乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区西神田3-8-1  
財団法人 ハイウェイ交流センター  
理 事 長 山 下 宣 博

乙

連帯保証人

**定期建物賃貸借契約書**  
**【(財)ハイウェイ交流センター】**

# 定期建物賃貸借契約書

[          パーキングエリア（      り線）    ]





(1) 固定賃料

固定賃料は、月額金 円とする。なお、適用時期については、営業を開始した月からとする。

ただし、1か月に満たない月の固定賃料は、その月の日数によって日割計算とする。

(2) 歩合賃料

歩合賃料は、年間売上高が基準年間売上高金 円を超えた場合、その超過分に対して . %を乗じて得た額とする。(ただし、歩合賃料が金1,000円に満たない場合は、適用しないこととする。)

なお、年間売上高は毎年4月1日から3月31日までの1年間とし、営業期間が1年に満たない場合の基準年間売上高は、営業を行った日数によって日割計算とする。

財団法人ハイウェイ交流センター(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、頭書2に定める甲所有の建物(以下「本件建物」という。)において、頭書3に定める業務を行うことを目的として、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1章 総 則

(この契約の基本原則)

第1条 甲は、本件建物における業務が高速道路又は有料道路を利用されるお客様の利便を図ることを目的とする高度に公共性を有するものであることに鑑み、乙がこの目的に適合する業務を行い得る能力と資力、信用を有するとの信頼に基づいてこの契約を締結するものであり、乙は、この趣旨を十分に理解して、常にお客様に対する快適なサービスの提供その他この業務の目的を達成することに努めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 乙は、この契約の履行にあたっては、食品衛生法その他の法令を遵守するほか、コンビニエンスストア業務規則その他甲乙間において成立した合意及び甲がこの契約の履行を確保するために与えた指示に従わな

ればならない。

( 監督員 )

第 3 条 甲は、乙の業務の履行について、第 2 4 条に定める指示をし、かつ乙の業務を監督する監督員及び補助監督員を定め、文書により乙に通知する。又、監督員等を変更したときも同様とする。

## 第 2 章 委託営業

( 営業開始日・営業時間 )

第 4 条 営業開始の日時は、甲が指定するところによるものとする。

2 営業時間は、毎日 0 時から 2 4 時までとする。

3 前項本文に定める営業時間が不相当となったと甲が認めたときは、これを変更することができる。

( 販売商品の要件 )

第 5 条 乙が販売する商品及び提供する設備・機器（以下「販売商品等」という。）は、次の各号の要件をみたすものでなければならない。

一 お客様の利便をみとし、一般的嗜好に合うものであること

二 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること

三 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触しないもの及びその他危険がないものであること

四 商標登録、特許、実用新案等関係法令に抵触しないものであること

五 価格、内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること

( 設備・機器等の提供に伴う届出 )

第 6 条 乙は、ファクシミリ、その他の設備・機器等の提供をしようとするときは、その料金等について、甲が別途定めるところに従い、あらかじめ届出なければならない。変更、一時中止若しくは取り止めをしようとするときも同様とする。

( 価格の明示 )

第 7 条 乙は、販売商品等について、その価格を当該商品に表示し、又はお客様の見やすい所に掲示する等の方法により、お客様にその価格を明示しなければならない。

( 固定賃料及び固定賃料に係る消費税額の納付 )

第8条 乙は、頭書5(1)の規定に基づき、固定賃料及び固定賃料に係る消費税額を、翌月15日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

(歩合賃料及び歩合賃料に係る消費税額の納付)

第9条 乙は、第12条の規定により甲に提出する歩合賃料報告書に基づいて算出した歩合賃料及び歩合賃料に係る消費税額を、毎年4月15日までに、甲の指定する銀行の口座に振込んで納付しなければならない。

(賃料の改定)

第10条 甲は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その時の賃料を乙と協議して改定することができる。

- 一 甲の本件建物に係る占用料、修繕費、火災保険料、公租公課その他甲の負担する費用が増加し、そのためその時の賃料が不相当であると甲が認めたとき
  - 二 頭書の本件建物の大規模な改良若しくは増築(以下「改良等」という。)をし、そのためその時の賃料が不相当であると甲が認めたとき
  - 三 乙の売上高又は営業に要する費用が増減し、そのためその時の賃料が著しく不相当であると甲が認めたとき
- 2 前項第二号の規定により改定するときは、本件建物の改良等の完了の時から1年を経過した時以降とし、併せて、基準年間売上高についても改定するものとする。
- 3 第一項第三号の規定により、売上高の増減に伴い改定する場合は、併せて基準年間売上高についても改定するものとする。

(敷金)

第11条 本賃貸借契約に基づく債務の履行を確保するため、乙は、敷金として固定賃料の4か月分相当額金 円を、この契約締結の日から14日以内に、甲の指定する銀行の口座に振込んで預託しなければならない。

- 2 甲は、乙が賃料の支払を遅延し、又は損害の賠償その他この契約に基づき乙が負担する債務について弁済をしないときは、既納の敷金をもってその弁済に充当できるものとする。  
ただし、この場合、乙は、この充当を主張することができない。
- 3 乙は、甲が前項の規定に基づき敷金をもって債務の弁済に充当した結果、敷金に不足が生じ、甲からその不足額について通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に補填しなければならない。

- 4 甲は、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された場合において、乙が本件建物を明け渡し、この契約に基づく債務を完済したのち、乙の発行する請求書を受理した日から30日以内に敷金を乙に返還するものとする。
- 5 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 6 甲は、敷金に利息をつけないものとする。
- 7 第10条の規定により賃料を改定したときは、併せて敷金の額を改定するものとする。
- 8 前項の規定により、敷金の額が改定された場合において、すでに預託した敷金の額との間に差異が生じたときは、甲又は乙は、遅滞なくこれを精算しなければならない。

(営業報告)

第12条 乙は、甲が別途定めるところに従い、毎月の売上高報告書を翌月の10日までに、歩合賃料報告書を毎年4月10日までに、また、営業収支計算書を乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内にそれぞれ甲に提出しなければならない。

(会計記録)

第13条 乙は、乙の毎事業年度の定時株主総会終結の日から2週間以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書(営業報告書に上位7名以上の大株主及びその持株数の記載のない場合は、これを記載した書面を添付するものとする。)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、この契約に基づく営業に関するすべての会計帳簿その他の証ひょう(以下「会計記録」という。)を当該営業以外のものと区別して整備保存しなければならない。

3 乙は、前項の規定により整備保存する会計記録の提示又は提出を甲から求められたときは、ただちに、これに応じなければならない。

(本件建物の管理及び点検)

第14条 乙は、本件建物(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。)を自己の負担において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、乙が管理する本件建物及び営業のために使用する設備、機器、什器備品について常に点検整備を行うとともに、その衛生の保全に努めなければならない。

3 乙は、前項の規定による点検整備、衛生の保全のために、お客様の利便の確保に影響を及ぼすおそれのある場合は、その日時、方法等について、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

4 乙は、第1項又は第2項の規定に違反したことにより第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(共用付帯施設の費用負担)

第15条 乙は、甲が別途通知した場合は、甲が指定した時から、道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設(建物の機能を全うするために必要な電気・給排水施設)の維持管理に要する費用について、乙の消費電力量又は使用水量の割合に応じて甲の請求に基づき甲に支払うものとする。

(光熱水費等の費用負担)

第16条 乙は、本件建物の管理に要する水道料、電気料、燃料代、電話代、清掃費、その他の費用を負担するものとする。ただし、電気料及び水道料の負担方法については甲乙別途協議するものとする。

(保健衛生)

第17条 乙は、常に従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(防犯・防火)

第18条 乙は、本件建物の使用について、必要な防犯・防火の措置を講じなければならない

(店名の表示・広告類の掲出)

第19条 乙は、本件建物の内外を問わず、店名の表示又は自己若しくは第三者の広告類を掲出しようとするときは、掲出の場所、方法、規格等について、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

(本件建物の改良等)

第20条 甲は、本件建物の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について、乙と協議するものとする。

2 乙は、乙が甲の承認を得て設置した設備、機器及び備品を改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、老朽化等による取り替えで、電気容量の増加を伴わないものについては、完了後すみやかに文書により甲あて報告するものとする。

(立入検査等)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、本件建物内に立ち入り、乙の管理する本件建物、営業のために使用する設備、機器、什器備品の管理、衛生

の保全状況、従業員の保健衛生状況並びにお客様の利便の確保のために必要な事項について調査又は検査をすることができる。この場合、乙は、これに応じなければならない。

- 2 乙は、道路管理者が本件建物について、調査等を行うときは、甲の指示に従いこれに協力しなければならない。

(報告)

第22条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、乙に対し、いつでも、必要な事項について報告を求めることができる。この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(監査)

第23条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、いつでも、必要な監査を行うことができる。この場合、乙は、当該監査に立合うとともに、甲が必要と認める資料の提示又は提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(指示)

第24条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し必要な措置を講じるよう指示することができる。

- 一 販売商品等の量目、品質、規格及び価格等が社会経済事情の変化その他の事由により適切でなくなったとき
  - 二 業務に関し、お客様の利便を確保するために改善を要すると認められる事項があったとき
  - 三 前3条に規定する立入検査、報告又は監査の結果、改善を要すると認められる事項があったとき
  - 四 道路管理者から甲に対し道路管理上必要な措置を講じるよう指示があったとき
  - 五 前各号のほか、この契約及びコンビニエンスストア業務規則等に違反していると認められる事項があったとき
- 2 乙は、前項による指示を受けたときは、ただちに、所要の措置を講じるとともに、すみやかに、その旨を甲に報告しなければならない。

(緊急事態についての措置)

第25条 乙は、お客様の利便の確保に影響を及ぼすような本件建物の損傷その他の事態が発生したときは、ただちに、適切な措置を講じるとともに、甲に対しその旨を連絡しなければならない。この場合において、乙は、事後、すみやかに、文書によりその詳細を甲に報告しなければならない。

( 行政庁による検査等の結果報告 )

第 26 条 乙は、消防署、保健所等による検査等があった場合には、甲に対し、すみやかに文書によりその詳細を報告しなければならない。

( 営業の休止 )

第 27 条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めるときは、乙に対して営業を休止させることができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

2 乙は、やむを得ない事由により営業を休止する場合は、あらかじめ、文書により甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合又は法令の規定に基づき行政庁から業務の停止を命ぜられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、臨時に乙以外の者に営業を行わせることができる。

4 第 1 項及び第 2 項の場合における賃料の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

### 第 3 章 道路管理業務への協力

( 道路管理業務への協力 )

第 28 条 パーキングエリアは単にお客様のための休憩場所としてだけでなく、異常事態発生時の現場管理基地、冬期の雪氷対策基地、情報提供及び道路案内等の場所となるなど道路の管理上極めて重要な機能を課せられた場所であることに鑑み、乙は道路管理者及び甲と緊密な連携をとり、パーキングエリアにおいて、次条以下に定めるところにより道路管理業務に協力するものとする。

( 異常気象等の場合 )

第 29 条 乙は、異常気象等の発生時においては、次の各項により対応するものとする。

2 道路管理者又は甲からの連絡若しくはテレビ、ラジオ、その他の手段により、大規模地震警戒宣言、大雨警報、大雪警報、暴風警報、津波警報、洪水警報、又は濃霧注意報等(以下これらを総称して「気象警報」という。)が発せられたことを知ったときは、すみやかにその内容を情報版に掲示するなどしてお客様へ伝達すること。又、気象警報が解除されたことを知っ



たときも同様とする。

- 3 気象警報により重大な災害の起こる恐れがある旨の通報を道路管理者又は甲から受けたときは、次の措置を講じること。
  - 一 パーキングエリア内の各施設（本件建物、お手洗い、高架水槽、受水槽、その他道路管理者が設置した付帯施設を含む。以下この章において同じ）の点検及び道路管理者又は甲への報告
  - 二 炊出しのために必要な食材、飲料水、燃料等の点検及び確保
  - 三 救急用品及び毛布その他お客様への提供を必要と認められるものの点検及び確保
  - 四 携帯電話機等の通信機器及び通信要員その他必要な要員の確保
- 4 災害が発生したときは、次の措置を講じること。
  - 一 パーキングエリア及びその周辺の駐車台数、お客様の人数及び各施設の様子の状況等の把握と、道路管理者及び甲へのすみやかな連絡
  - 二 パーキングエリアのお客様の避難誘導
  - 三 急病人又は負傷者の救護及び応急処置、並びに道路管理者、甲及び消防署等へのすみやかな連絡
  - 四 道路管理者又は甲の指示に基づくパーキングエリア内の避難者等に対する炊出し及び救急用品等の提供

（交通事故等の場合）

第30条 乙は、パーキングエリア内又はその周辺において、交通事故及び負傷者が出たときは、前条第4項第三号に準じて対応するものとする。

（犯罪発生の場合）

第31条 乙は、パーキングエリア内又はその周辺において犯罪が発生したときは、次の各項により対応するものとする。

- 2 犯罪を発見したとき、又はお客様からの通報を受けたときは、その状況等を把握し、道路管理者、甲、警察等の関係機関へただちに連絡すること。
- 3 犯罪の捜査等が行われるときは、道路管理者及び甲の指示に基づき協力すること。

（エリア閉鎖）

第32条 乙は、災害、交通事故、犯罪又は工事等を原因としてパーキングエリアが閉鎖されるときは、道路管理者及び甲の指示に基づき次の各項により対応するものとする。

- 2 道路管理者又は甲からパーキングエリアの閉鎖の連絡を受けたときは、

すみやかにその原因、期間等の内容を情報板に掲示するなどして、お客様へ伝達すること。

- 3 パーキングエリアが閉鎖されたときは、甲の指示に基づき営業の継続、休止又は再開すること。

(情報提供)

第33条 乙は、高速道路等を利用するお客様の円滑・安全かつ快適な通行の確保のため、次の各項により道路情報の提供及びインターチェンジ周辺道路等の案内を行うものとする。

- 2 道路管理者から交通渋滞、通行止等通行規制に関する道路情報の連絡を受けたときは、すみやかにその内容を情報板に掲示するなどしてお客様へ伝達すること。
- 3 お客様から問い合わせがあった場合、高速道路等の路線案内、パーキングエリア内の案内、インターチェンジ周辺の道路及び観光地等の案内並びに通行料金の案内等を行うこと。

(連絡体制及び教育訓練)

第34条 乙は、道路管理業務への協力業務を常に円滑に遂行できるよう、道路管理者、甲、消防署、警察等関係機関と協議のうえ、相互の連絡体制を確立しておくとともに、パーキングエリアの従業員その他乙の関係者を対象として教育訓練を行うものとする。

## 第4章 雑 則

(免責事項)

第35条 甲は、天災地変その他の不可抗力又は甲の責に帰すことのできない事由による火災、盗難その他の事故により乙が損害を被ったときは、その賠償の責を負わない。

(禁止事項)

第36条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 いかなる名称又は方法をもってするを問わず、この契約に基づく業務を第三者に行わせること。  
ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 本件建物(造作を含む)の原状を変更すること。ただし、甲の承認を

受けた場合は、この限りでない。

(通知及び報告の義務)

第37条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともに、その手続完了後、すみやかに文書により甲に報告しなければならない。

- 一 商号を変更しようとする場合
- 二 他の会社と合併しようとする場合
- 三 資本を減少しようとする場合
- 四 事業の重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに文書により報告しなければならない。

- 一 代表者の変更があった場合
- 二 本店所在地を変更した場合
- 三 定款を変更した場合
- 四 この契約に基づく業務に関する乙の組織に変更があった場合

(契約終了の通知)

第38条 甲は、期間の満了によって本件建物の明け渡しを求めようとするときは、期間満了の1年前から6か月前までの間に、乙に対し、期間の満了により本契約が終了する旨を書面で通知しなければならない。

(解除)

第39条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちにこの契約を解除することができる。

- 一 乙が本件建物を業務以外の目的に使用したとき
- 二 乙が仮差押、仮処分、強制執行、銀行取引停止処分等を受けたとき
- 三 乙が破産、特別精算、会社整理、会社更生、民事再生の申し立てを受け、若しくはこれらの申し立てをしたとき
- 四 乙が業務に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、行政庁から許可等を取り消されたとき
- 五 乙が第4条第2項に規定する営業時間を甲の承諾なく短縮したとき
- 六 乙が賃料を納付しないとき
- 七 乙が敷金を預託しないとき
- 八 乙が売上高報告書に故意に真実を記載しなかったとき
- 九 乙の組織、資本構成、代表者、役員、株主等の変更により、乙の実態に変更が生じたとき

- 十 乙が第36条に規定する禁止行為をしたとき
- 十一 乙が株式会社でなくなったとき
- 十二 乙が申込時における払込資本金を減資したとき
- 十三 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき
- 十四 前各号に掲げるもののほか、この契約の定めに違反するなどして、乙に業務を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき

(本件建物の明け渡し)

第40条 乙は、本契約が期間の満了又は解除により終了したときは、甲の指定する日までに本件建物(道路管理者、甲及び乙が共用する付帯施設を除く。以下本条及び第43条において同じ。)を甲に明け渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定に基づき本件建物を明け渡すときは、自己の負担でこれを原状に復さなければならない。

ただし、甲が残置することを認めた乙の造作、設備等については、この限りでない。

- 3 本契約が終了したにもかかわらず本件建物内に残置された物件があるときは、乙が所有権を放棄し甲に無償で譲渡した物件とみなし、甲はこれを任意に撤去、廃棄、第三者への譲渡その他処分をすることができる。この場合、撤去、廃棄のための処分の費用がかかったときは乙の負担とする。

(違約金)

第41条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額を超える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

- 一 第39条第一号から第六号及び第九号から第十四号の規定により本契約が解除された場合は、固定賃料の2倍に相当する額
- 二 第39条第七号の規定により本契約が解除された場合は、預託すべき敷金の2分の1に相当する額
- 三 第39条第八号の規定により本契約が解除された場合は、固定賃料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額
- 四 前各号のほか、乙が本契約に違反した場合は、固定賃料の2倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額

(遅延損害金)

第42条 乙は、賃料、敷金、違約金等本契約に基づき甲に支払うべき一切の金銭債務を甲の指定する日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(明け渡し遅延に伴う損害賠償)

第43条 乙は、第40条第1項の規定に基づく本件建物の明け渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明け渡し完了の日までの日数に、この契約の終了した日の属する月の日平均賃料を乗じて得た額の3倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第44条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務に関し、訴訟を提起するときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第45条 本契約並びにコンビニエンスストア業務規則の解釈について疑義を生じたとき、又はこれらに定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区西神田3-8-1  
財団法人ハイウェイ交流センター  
理事長 山下 宣博

乙

	業態	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
直営施設数	レストラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	6	6	7	9	11	12	15
	ショップ	12	3	3	3	3	3	1	1	1	1	2	2	2	5	8	7	10	14	20	27
	G S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	レストラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2
	合計	12	3	3	3	3	3	1	1	1	1	4	4	5	12	15	15	20	26	33	44
S A ・ P A 施設数	レストラン	0	4	4	15	17	17	19	24	35	51	67	68	76	82	84	92	94	97	102	115
	ショップ	33	30	30	49	57	67	70	83	89	97	116	127	139	150	160	177	191	206	213	228
	G S	3	3	3	15	17	16	17	24	33	48	68	70	82	92	95	104	108	116	123	130
	レストラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2
	合計	36	37	37	79	91	100	106	131	157	196	251	265	298	325	340	374	394	420	439	475
割合 ( / )	レストラン	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	2.9%	2.6%	7.3%	7.1%	7.6%	9.6%	11.3%	11.8%	13.0%
	ショップ	36.4%	10.0%	10.0%	6.1%	5.3%	4.5%	1.4%	1.2%	1.1%	1.0%	1.7%	1.6%	1.4%	3.3%	5.0%	4.0%	5.2%	6.8%	9.4%	11.8%
	G S	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	レストラン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	33.3%	8.1%	8.1%	3.8%	3.3%	3.0%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	1.6%	1.5%	1.7%	3.7%	4.4%	4.0%	5.1%	6.2%	7.5%	9.3%

《参考》

	業態	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
直営施設数	レストラン	15	17	17	20	27	27	25	27	27	27	26	26	26	24	24	24	24	24	25	26
	ショップ	27	29	31	34	29	32	30	32	32	32	30	32	33	33	34	34	34	34	37	37
	G S	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	3	4	6	7	11	14	15	15
	レストラン	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	44	48	50	56	58	61	59	63	63	63	60	62	64	63	66	67	71	74	79	80
S A ・ P A 施設数	レストラン	107	113	117	125	135	143	146	154	156	158	168	172	179	180	181	184	186	186	187	190
	ショップ	231	232	243	248	257	272	279	289	297	302	310	318	324	328	336	338	338	341	342	343
	G S	132	140	146	154	160	168	173	183	185	187	193	198	204	204	207	208	208	211	212	212
	レストラン	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	472	487	508	529	554	585	600	628	640	649	673	690	709	714	726	732	734	740	743	747
割合 ( / )	レストラン	14.0%	15.0%	14.5%	16.0%	20.0%	18.9%	17.1%	17.5%	17.3%	17.1%	15.5%	15.1%	14.5%	13.3%	13.3%	13.0%	12.9%	12.9%	13.4%	13.7%
	ショップ	11.7%	12.5%	12.8%	13.7%	11.3%	11.8%	10.8%	11.1%	10.8%	10.6%	9.7%	10.1%	10.2%	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%	10.0%	10.8%	10.8%
	G S	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.5%	2.0%	2.9%	3.4%	5.3%	6.6%	7.1%	7.1%
	レストラン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	9.3%	9.9%	9.8%	10.6%	10.5%	10.4%	9.8%	10.0%	9.8%	9.7%	8.9%	9.0%	9.0%	8.8%	9.1%	9.2%	9.7%	10.0%	10.6%	10.7%

データは、各年度末時点による。  
平成16年度は、平成17年2月時点による。